



市 章

# 名護市公報

第503号

発 行 令和 7年10月15日

発行所 名護市  
総務部総務課

## ————— 条 例 —————

- 名護市条例第19号(総務課)  
名護市サンセットオフィス交流施設の設置及び管理に関する条例の公布について
- 名護市条例第20号(総務課)  
名護市職員の休日及び休暇に関する条例及び名護市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の公布について
- 名護市条例第21号(総務課)  
名護市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の公布について
- 名護市条例第22号(総務課)  
名護市議会議員及び名護市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の公布について

## ————— 規 則 —————

- 名護市規則第26号(総務課)  
名護市保育施設等の保育の利用に関する規則の一部を改正する規則の公布について
- 名護市規則第27号(総務課)  
名護市職員の休暇に関する規則の全部を改正する規則の公布について
- 名護市規則第28号(総務課)  
名護市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則の公布について

## ————— 告 示 —————

- 名護市告示第147号(国民健康保険課)  
令和7年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について
- 名護市告示第148号(介護長寿課)  
名護市指定地域密着型サービス事業者の新規指定について
- 名護市告示第149号(介護長寿課)  
名護市介護予防・日常生活支援総合事業者

## の新規指定について

- 名護市告示第150号(子育て支援課)  
名護市子育て短期支援事業実施要綱の全部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第151号(税務課)  
令和7年度市県民税納税通知書の公示送達について
- 名護市告示第152号(国民健康保険課)  
督促状の公示送達について
- 名護市告示第153号(財政課)  
令和7年度名護市一般会計補正予算の公表について(第3号補正)
- 名護市告示第154号(財政課)  
令和7年度名護市介護保険特別会計予算の公表について(第1号補正)
- 名護市告示第154-2号(介護長寿課)  
名護市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金交付要綱の制定及び告示について
- 名護市告示第155号(税務課)  
名護市市税に係る滞納処分の執行停止に関する取扱い要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第156号(保育・幼稚園課)  
名護市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第157号(保育・幼稚園課)  
名護市保育所等業務効率化推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第158号(保育・幼稚園課)  
名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱の公表について

- 名護市告示第159号(保育・幼稚園課)  
名護市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第160号(保育・幼稚園課)  
名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金交付要綱の公表について
- 名護市告示第161号(子育て支援課)  
名護市こどもの家事業実施要綱の公表について

————— 公 告 —————

- 名護市公告第76号(工事契約検査課)  
名護市公募型指名競争入札の実施について  
(仲尾次地区農道整備工事(2工区))
- 名護市公告第77号(文化スポーツ振興課)  
運動・スポーツ習慣化促進業務委託に係る公募型プロポーザルの実施及び公告について
- 名護市公告第78号(工事契約検査課)  
名護市公募型指名競争入札の実施について  
(21世紀の森公園テニスコートナイター照明施設改修工事(その1))
- 名護市公告第79号(工事契約検査課)  
名護市公募型指名競争入札の実施について  
(名護市ストックヤード整備工事(その1))
- 名護市公告第80号(工事契約検査課)  
名護市公募型指名競争入札の実施について  
(名護市農水産物供給強化拠点施設道路造成工事(その2))
- 名護市公告第81号(工事契約検査課)  
名護市公募型指名競争入札の実施について  
(やが市営住宅建替建築工事)
- 名護市公告第82号(農業政策課)  
農業振興地域整備計画の用途区分変更に係る公告及び通知の送付について 【喜瀬】
- 名護市公告第83号(建築住宅課)  
空家等管理活用支援法人の指定について(公示及び発送)
- 名護市公告第84号(工事契約検査課)  
名護市公募型指名競争入札の実施について  
(辺野古地区市道整備工事(R7))

名護市サンセットオフィス交流施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和7年 9月26日

名護市長 渡具知

武豊



名護市条例第 19号

名護市サンセットオフィス交流施設の設置及び管理に関する条例 ～別紙

## 名護市サンセットオフィス交流施設の設置及び管理に関する条例

### (設置)

第1条 市は、観光資源と調和した滞在型のオフィス拠点を活用し、地域経済の活性化と企業誘致の促進を図ることを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項の規定に基づき、名護市サンセットオフィス交流施設（以下「サンセットオフィス」という。）を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 サンセットオフィスの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
名護市サンセットオフィス交流施設	名護市字喜瀬1980番地15

2 サンセットオフィスは、愛称「Nago Sunset office MsiX」と表示することができる。

### (使用の許可)

第3条 サンセットオフィスを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

### (使用料)

第4条 サンセットオフィスの使用料は、別表に定めるとおりとする。

### (使用料の減免)

第5条 市長は、地域の振興に資する特別な理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は使用料の徴収を免除することができる。

### (休館日及び利用時間)

第6条 サンセットオフィスの休館日及び利用時間は、規則で定める。

### (指定管理者による管理)

第7条 市長は、指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にサンセットオフィスの管理を行わせることができる。この場合において、第3条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

### (指定管理者の業務の範囲)

第8条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせるときの指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 休館日又は利用時間の変更に関する業務
- (2) 使用の許可及び許可に付する条件に関する業務
- (3) 使用の許可の取消し等及び立入りの制限等に関する業務
- (4) 原状回復に関する業務
- (5) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (6) その他サンセットオフィスの管理上、市長が必要と認める業務

(利用料金等)

第9条 指定管理者に管理を行わせるときのサンセットオフィスの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受されるものとする。

2 利用料金は、法第244条の2第9項の規定により、別表に定める金額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。

(補則)

第10条 この条例及び名護市公の施設の管理に関する基本条例（平成16年条例第1号）に定めるもののほか、サンセットオフィスの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 サンセットオフィスの設置に係る手続等その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第4条、第9条関係）

区分	単位		料金（円）
コワーキングスペース	1人1時間につき	市民等	300
		上記以外	600
	1人1日につき	市民等	900
		上記以外	1,800
	1人1月につき	市民等	5,000
		上記以外	10,000
ミーティングルーム、マルチルーム及び管理事務室	1平方メートル当たり	1時間につき	市民等 25
			上記以外 50
		1日につき	市民等 150
		上記以外 300	
		1月につき	3,600
	フレキシブルオフィスA	1平方メートル当たり	1時間につき
			上記以外 60
1日につき		市民等	180
		上記以外	360
		1月につき	4,320
フレキシブルオフィスB及びC		1平方メートル当たり	1時間につき
			上記以外 40
	1日につき	市民等	120
		上記以外	240
		1月につき	2,880


屋外（駐車するための使用を除く。）	1平方メートル当たり	1日につき	市民等	50
			上記以外	100
		1月につき		2,500
備品	1点1時間につき		1,000円以内で市長が定める額	

#### 備考

- 1 使用料は、料金の額と、料金の額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、施設に掲示するとき、徴収する使用料の額による総額表示とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間とする。
- 3 時間単位でコワーキングスペースを使用するときは、使用する日の最初の1時間の使用料を0円とする。ただし、貸し切って使用するときを除く。
- 4 時間単位又は日単位で使用の許可を受けた者は、使用の許可を受けた際に使用料を納付しなければならない。
- 5 許可された時間を超えて使用したときは、その超過した時間に応じて、使用料を徴収する。
- 6 フレキシブルオフィスを月単位で使用の許可を受けた者がコワーキングスペース又はミーティングルームを使用するときの使用料は0円とする。
- 7 月単位で使用の許可を受けた者は、毎月5日までに当月分の使用料を納付しなければならない。ただし、入居の許可を受ける月の使用料は、使用料の月額を30で除して得た額に当月分の使用日数を乗じて得た額とし、使用の開始日までに納付するものとする。
- 8 月単位で使用の許可を受けた者が使用する電気等の料金は、当該者の負担として、徴収することができる。ただし、コワーキングスペースを除く。
- 9 コワーキングスペースを貸し切って使用するときは、市民等以外の料金の額に30を乗じるものとする。
- 10 この表において「市民等」とは、本市に住所を有する者又は本市に通勤若しくは通学をする者をいう。

名護市職員の休日及び休暇に関する条例及び名護市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年 9 月 26 日

名護市長 渡具知 武豊 

名護市条例第 20号

名護市職員の休日及び休暇に関する条例及び名護市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 ~別紙

名護市職員の休日及び休暇に関する条例及び名護市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(名護市職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 名護市職員の休日及び休暇に関する条例(昭和47年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第9条の2第1項」を「第9条の3第1項」に改める。

第9条の3を第9条の4とする。

第9条の2第1項中「申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)」を「請求等」に改め、同条を第9条の3とし、第9条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等)

第9条の2 任命権者は、名護市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第17号)第22条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児の両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 名護市職員の育児休業等に関する条例第22条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(名護市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 名護市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第18条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第19条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第19条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数  
（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第19条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第19条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第19条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第20条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第21条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第21条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の名護市職員の育児休業等に関する条例第19条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

名護市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年 9月 26日

名護市長 渡具 武 豊



名護市条例第27号

名護市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 ～別紙

名護市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

名護市都市公園の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第22条）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

1面の2分の1を部分占有する場合の料金は、上記料金に2分の1を乗じた額とする。

」

を

「

1面の2分の1又は4分の1を部分占有する場合の料金は、上記料金にそれぞれ2分の1又は4分の1を乗じた額とする。

」

に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

名護市議会議員及び名護市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年 9月 26日

名護市長

渡具知 武豊



名護市条例第22号

名護市議会議員及び名護市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 ～別紙

名護市議会議員及び名護市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

名護市議会議員及び名護市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名護市保育施設等の保育の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 9月 17日

名護市長

渡具知 武



名護市規則第26号

名護市保育施設等の保育の利用に関する規則の一部を改正する規則 ～別紙

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、保育施設等における保育の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、次の各号に定めるほか、法において使用する用語の例による。

- (1) 保育施設等 保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第1項の確認を受けたものに限る。）及び法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（支援法第29条第1項の確認を受けた事業者が行うものに限る。）を行う事業所をいう。
- (2) 保育の実施 保育施設等において保育を行うことをいう。
- (3) 子ども 支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもをいう。
- (4) 教育・保育給付認定 支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定をいう。
- (5) 教育・保育給付認定子ども 支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。
- (6) 教育・保育給付認定保護者 支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。

(利用の申込者)

第3条 保育施設等において保育の実施を受けること（以下「保育の利用」という。）を希望する教育・保育給付認定子ども及び当該子どもに係る教育・保育給付認定保護者は、次のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 名護市（以下「市」という。）に居住していること。
- (2) 保育の利用の開始日までに、市に転入又は居住すること。

(保育の利用の開始日)

第4条 保育の利用の開始日は、各月の1日を原則とする。

(保育の利用期間)

第5条 保育の利用ができる期間は、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定の有効期間（支援法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。）

とする。

(利用申込み)

第6条 保育施設等において保育の利用を希望する教育・保育給付認定保護者は、保育施設等利用申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申込書及び必要書類は、保育の利用開始希望月の前月の1日（1日が名護市の休日を定める条例（平成3年条例第25号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その直後の市の休日でない日）までに提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、4月1日から保育の利用を希望する教育・保育給付認定保護者は、市長が指定する期日までに、第1項に規定する申込書及び関係書類を提出しなければならない。

4 前2項の規定にかかわらず、当該申込みに係る子どもが保育の利用開始の希望日において生後6か月に達しない場合は、原則として申込みを行うことができない。

5 第1項の規定により申込書を提出した教育・保育給付認定保護者（以下「申込保護者」という。）が当該申込書を取り下げようとする場合は、保育施設等利用申込取下げ書（様式第2号）に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

(利用調整)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、保育施設等における保育の利用の申込者数が保育施設等における保育の利用定員を超えるときは、子どもの養育状況及び保護者に必要な支援の内容等の事情を勘案し、利用調整を行うものとする。

2 利用調整は、毎月の各保育施設等の保育利用可能な子ども数を把握の上、保育の利用開始を希望する月ごとの申込者を対象に、次の各号に掲げる基準により行うものとする。

(1) 申請のあった教育・保育給付認定子どもに係る保育の必要の程度を、別表に定める保育利用調整基準により指数化し、当該指数が高いものを優先するものとする。

(2) 前号に規定する指数が同位の教育・保育給付子どもが複数ある場合は、当該希望する保育施設等の希望順位が高い教育・保育給付認定子どもを優先するものとする。

(3) 一の保育施設等について、保育の利用の申込みがあった全ての教育・保育給付認定子どもにつき、利用定員に達するまで行うものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、利用定員を超えて利用調整を行うことができる。

- (4) 一の教育・保育給付認定子どもが複数の保育施設等を希望する場合には、希望する順位が最も高い保育施設等を優先するものとする。

3 前項に規定するもののほか、利用調整の基準に関し必要な事項は、別に定める。  
(保育の利用の内定等)

第8条 市長は、前条に規定する利用調整の結果、保育の利用が内定した申込保護者に対し、保育施設等利用内定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 前項の場合において、保育の利用の内定を行うことができなかつた子どもに係る申込みは、翌月（当該申込みに係る保育の利用を希望する年度内に限る。）の利用調整の対象とする。この場合において、市長は、当該申込保護者に対して、第6条第1項に規定する申込書及び関係書類の再提出を求めることができる。

3 前項の場合において、再度保育の利用の内定を行うことができなかつたときは、第10条第1項の規定にかかわらず、当該申込保護者に対する通知を省略することができる。  
(保育施設等への要請等)

第9条 市長は、保育施設等に対し、前条第1項の規定による保育の利用が内定した子どもに係る保育の利用について、要請を行うものとする。

2 前項の規定により要請を受けた保育施設等は、当該子どもについて、保育の利用の可否を決定し、市長に報告しなければならない。

(保育の利用の決定等)

第10条 市長は、第7条から前条に規定する利用調整及び要請を行った結果、保育施設等への入所が決定した場合にあっては保育施設等利用決定通知書（様式第4号）により、保育施設等への入所の決定がされなかつた場合にあっては保育施設等利用保留通知書（様式第5号）により、当該申込保護者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第1項の申請内容に虚偽があつた場合又は当該申請に係る子どもが次の各号のいずれかに該当する場合は、保育施設等利用不承諾通知書（様式第6号）により、保育の実施を行わない旨を当該申込保護者に通知するものとする。

(1) 教育・保育給付認定を受けていることが確認できないとき。

(2) 疾病等により、保育施設等において集団保育を受けることが困難であると当該保育施設等の長若しくは管理者又は医師等が判断したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、保育の実施が困難であると市長が認めたとき。

(利用決定の取消し)

第11条 市長は、前条第1項の規定により保育の利用が決定した教育・保育給付認定子ども

もについて、保育の利用の決定日から開始日の間に次の各号のいずれかに該当したときは、同項に規定する保育施設等利用決定を取り消すことができる。

(1) 保育の実施の必要がなくなったとき。

(2) 第3条各号に該当しなくなったとき。

(3) 当該子どもの保護者から保育施設等利用決定辞退届書（様式第7号）により利用の辞退の申出があったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により保育の利用の決定を取り消したときは、保育施設等利用決定取消通知書（様式第8号）により当該保護者に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項第3号に規定する届出があった場合は、当該保護者に対する前項の通知を省略することができる。

（保育の実施の一時停止）

第12条 市長は、保育の実施を受けている子ども（以下「保育子ども」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、保育施設等による当該子どもの保育の実施を一時停止することができる。この場合において、一時停止の期間は、原則として90日を上限とする。

(1) 疾病その他の事由により、他の保育子どもに悪影響を及ぼすおそれがあるとき。

(2) 当該子どもの保護者から保育施設等利用一時停止届出書（様式第9号）による届出があったとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、保育の実施を一時停止することが適当と市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により保育の実施の一時停止をしたときは、保育施設等利用一時停止通知書（様式第10号）により保育利用保護者及び当該保育施設等の長又は管理者に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項第2号に規定する届出があった場合は、当該保護者に対する前項の通知を省略することができる。

（保育の実施の解除）

第13条 市長は、保育子どもが、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該子どもの保育の実施を解除するものとする。

(1) 保育の実施の必要がなくなったとき。

(2) 転出し、又は死亡したとき。

- (3) 当該子どもの保護者から保育施設等利用終了届出書（様式第11号）による届出があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、保育施設等の運営に支障が生じると認める事由があるとき。
- 2 前項第3号に規定する届出書は、保育の利用を終了しようとする日の属する月の前月10日（10日が市の休日に当たるときは、その直前の市の休日でない日）までに、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により保育の実施を解除した場合は、保育施設等利用解除通知書（様式第12号）により保育利用保護者及び当該保育施設等の長又は管理者に通知するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第3号に規定する届出があった場合は、当該保護者に対する前項の通知を省略することができる。

（保育施設等の異動）

- 第14条 保育子どもの保護者は、当該子どもが現に保育の実施を受けている保育施設等から、他の保育施設等に異動を希望するときは、保育施設等異動申込書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、当該保育施設等異動申込書を第6条第1項の申込書とみなして、第6条から第10条の規定を適用する。

（保育の利用内容の変更）

- 第15条 保育子どもの保護者は、第6条第1項に規定する申込書の記載事項に変更があるときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（保育施設等の報告）

- 第16条 保育施設等の長又は管理者は、当該保育施設等を利用している保育子どもに係る家庭状況等に変更があったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（市外委託）

- 第17条 市長は、市外の保育施設等の保育の利用を希望する申込みがあったときは、当該保育施設等を管轄する市町村（特別区を含む。以下同じ。）と協議の上、当該申込みに係る利用調整を委託することができる。

（市外受託）

- 第18条 第3条の規定にかかわらず、他の市町村の長から当該市町村に住所を有する子どもについて、市に所在する保育施設等を利用することに係る協議の申出があったときは、

市に居住している申込者の利用調整を行った上で、なお利用調整する余地のある保育施設等に関し、当該申出を受けるものとする。ただし、県内の保育施設等に勤務する保育士、保育教諭その他市長が必要と認める教育・保育給付認定保護者の子どもについては、市に居住している申込者と同時に利用調整を行うものとする。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第15号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規則第15号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の名護市保育施設等の保育の利用に関する規則の規定は、平成31年度の利用に係る申込みから適用し、平成30年度の利用に係る申込みについては、従前の例による。

附 則 (平成31年規則第14号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年規則第28号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の名護市保育施設等の保育の利用に関する規則様式第1号で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和2年規則第33号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の名護市保育施設等の保育の利用に関する規則の規定は、令和3年度の利用に係る申込みから適用し、令和2年度の利用に係る申込みについては、従前の例による。

附 則 (令和4年規則第28号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の名護市保育施設等の保育の利用に関する規則の規定は、令和5年度の利用に係る申込みから適用し、令和4年度の利用に係る申込みについては、従前の例による。

附 則 (令和6年規則第19号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の名護市保育施設等の保育の利用に関する規則の規定は、令和7年度の利用に係る申込みから適用し、令和6年度の利用に係る申込みについては、従前の例による。

附 則 (令和7年規則第26号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の名護市保育施設等の保育の利用に関する規則の規定は、令和8年度の利用に係る申込みから適用し、令和7年度の利用に係る申込みについては、従前の例による。

別表 (第7条関係)

名護市保育施設等利用調整基準

1 基本指数

番号	類型	細目	基本指数

1号	① 就労	月160時間以上の就労を常態とする		55
		月140時間以上160時間未満の就労を常態とする		50
		月120時間以上140時間未満の就労を常態とする		45
		月100時間以上120時間未満の就労を常態とする		40
		月80時間以上100時間未満の就労を常態とする		35
		月64時間以上80時間未満の就労を常態とする		30
		② 自営業で挙証資料の提出がない場合		
2号	③ 妊娠・出産	切迫・入院等により著しく保育が困難である場合		55
		多胎児の妊娠・出産により保育が困難である場合		40
		上記以外の妊娠・出産		35
3号	④ 保護者の疾病・障がい等	疾病	1月以上の入院又は保育が完全に不可能な状態である場合	55
			保育が困難な状態である場合	45
			保育が部分的に困難な状態である場合	35
		障がい	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A1、障害基礎年金証書1級の交付を受けている、又は同程度の障がい等を有すると認められる場合	55
			身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳A2、障害基礎年金証書2級の交付を受けている、又は同程度の障がい等を有すると認められる場合	45
			上記以外の障がい等	35
4号	⑤ 介護・看護	親族等の看護・介護又は入院・通院・通所・通学の付添に要する時間に応じて類型①の指数を準用		
5号	⑥ 災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害のため、復旧に当たって※ いる場合		
6号	⑦ 求職活動	求職又は企業の準備のため保育が困難な状態である場合		25
7号	⑧ 就学	学校教育法に規定する学校、専修学校及び各種学校その他これらに準ずる教育施設に月64時間以上在学（予定を含		

			む。)している場合	
			上記以外の就学(職業訓練校等)	就学に必要な時間に応じて類型①の指数を準用
8号	⑨	社会的養護	虐待	児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待を受けるおそれがあると認められる場合
			DV	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により保育を行うことが困難と認められる場合
9号	⑩	育児休業時の継続保育	育児休業期間中に対象児童以外の児童が異動を希望する場合	35
10号	⑪	みなし育児休業時の継続保育	みなし育児休業期間に対象児童以外の児童が異動を希望する場合	35
	⑫	その他	父母が不在(県外・離島在住を含む。)であり、保育を必要とする場合	※
			上記に該当しないが、保育が必要であると認められる場合	
備考	1	基本指数欄の「※」については、それぞれの実情に応じて指数を決定するものとする。		
	2	父母(教育・保育給付認定保護者)それぞれの基本指数を合算し、世帯の基本指数を決定する。ひとり親家庭が①から⑧までの類型に該当する場合は、基本指数を一律55点とし、さらに調整指数で加点する。		
	3	保育施設等の利用申込期限内に保育を必要とする証明の書類の提出がない場合は、原則、利用調整は行わないものとする。		
	4	複数の類型に該当する場合は、原則、高い指数を適用し、又は各事由のうち時間数が多い事由を主たる事由とした上で、各事由で要する時間数を合算し、指数を決定する。		
	5	就労状況については、契約上の勤務日数・時間だけでなく、場合に応じて、直近の実績も含めて基本指数を決定する。		

6	就労の労働時間には、1時間以内の休憩時間は含み、通勤時間は含まない。
7	就学に通信教育を含まないが、スクーリング等保育が必要と認められる場合は、この限りでない。
8	育児短時間勤務等について、終期が明記されている場合は正規の勤務時間等を適用する。ただし、勤務日数を減らす場合は、終期が明記されていても減じた後の勤務日数を適用する。
9	虚偽の申請があった場合は、利用調整を行わない、又は内定・利用決定の取り消しを行う。
10	父母が不在であっても、当該児童を監護している者の全てが60歳未満の祖父母や親族等であるときは、優先利用の特例は適用せず、当該監護者の要件を適用する。

## 2 調整指数（加算）

優先利用項目		適用要件		調整指数
A	ひとり親家庭	1	ひとり親家庭（下記のひとり親家庭を除く。）	65
		2	保育ができる60歳未満の親族等と同居（同一敷地内、二世帯住宅を含む。）している場合（当該親族等が保育を必要とする証明書類を提出した場合を除く。）	45
		3	ひとり親家庭を証する資料の提出が困難であるが、ひとり親家庭の状態であると認められる場合	45
B	生活保護世帯等（就労・求職活動に加算点）	4	生活保護世帯又は概ね生活保護基準以下の収入で生活している場合で、自立支援のため必要と認められるとき（Aに該当する場合を除く。）	45
C	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	5	生計中心者の失業（自発的失業を除く。）により生活困窮にあり、就労の必要性が高い世帯である場合	25
D	社会的養護が必要な場合	6	里親世帯である場合	30
		7	その他教育・保育給付認定保護者の児童を養育する能力が	※

			著しく欠如している等養護が必要であると認められる場合	
E	児童が障がい等を有する場合	8	申込児童が障がい等を有しており、特別支援保育が必要である場合	※
F	保護者が障がい等を有する場合（基本指数の類型が④以外の場合に加算する）	9	教育・保育給付認定保護者が身体障害者手帳（2級以上）、精神障害者保健福祉手帳（2級以上）、療育手帳A1・A2若しくは障害基礎年金証書（1級）の交付を受けている、又はこれらと同等の障がい等があると認められる場合	3
		10	教育・保育給付認定保護者が身体障害者手帳（3級以下）、精神障害者保健福祉手帳（3級）、療育手帳B1・B2若しくは障害基礎年金証書（2級）の交付を受けている、又はこれらと同等の障がい等があると認められる場合	2
G	同居人が障がい等を有する場合（基本指数の類型が⑤以外の場合に加算する）	11	教育・保育給付認定保護者又は教育保育給付認定子ども以外の同居人が、身体障害者手帳（2級以上）、精神障害者保健福祉手帳（2級以上）、療育手帳A1・A2、障害基礎年金証書（1級）若しくは特別児童扶養手当証書の交付を受けている、又は要介護者（在宅）である場合	2
		12	教育・保育給付認定保護者又は教育保育給付認定子ども以外の同居人が、身体障害者手帳（3級以下）、精神障害者保健福祉手帳（3級）、療育手帳A1・A2、障害基礎年金証書（2級）又は特別児童扶養手当証書の交付を受けている場合	1
		13	上記以外で継続的な入院その他医療を必要とする教育保育給付認定子ども以外の児童の看護・介護を行っている場合	2
H	育児休業明け	14	育児休業の取得に伴い、保育施設等を自主的に退園した児童について、再度利用申込した場合	25
		15	育児休業から復帰予定である場合（申込から利用開始までの間に復帰する場合を含む。）	5
I	複数の児童が保育施設等を利用する場合	16	兄弟姉妹（多胎児を含む）が同時に、同一の保育施設等を利用申込をする場合	5
		17	多胎児が保育施設等の新規利用申込をする場合	6
		18	既に兄弟姉妹が保育施設等を利用している場合で、同一の	10

			保育施設等を第1希望として新規利用申込をする場合	
		19	既に兄弟姉妹が保育施設等を利用している場合で、兄弟姉妹のどちらかの保育施設等を第1希望として異動申込をする場合	25
		20	既に兄弟姉妹が保育施設等を利用している場合又は兄弟姉妹が同時に利用申込をする場合（要件16、17、18に該当する場合を含む。）	1
J	地域型保育事業所の卒園児	21	地域型保育事業所を卒園する市内在住の児童が当該事業所の連携施設の利用を希望する場合	200
		22	連携施設が設定されていない地域型保育事業所を卒園する市内在住の児童	200
		23	連携施設が公立幼稚園に設定されている地域型保育事業所を卒園する市内在住の児童	200
		24	地域型保育事業所を卒園する市内在住の児童が当該事業所の連携施設以外の保育施設等のみ利用を希望する場合	100
		25	保育士等の人員不足のため、分園から本園に進級できず、本園以外の保育施設等に異動申込をする市内在住の児童	200
K	保育施設等で勤務する場合	26	教育・保育給付認定保護者が、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所又は新制度移行幼稚園で勤務する保育士、幼稚園教諭、保育教諭等である場合	※
		27	教育・保育給付認定保護者が、市内の保育施設等（認可外保育施設及び新制度未移行幼稚園を含む。）で月80時間以上勤務することを常態としている場合	15
L	居住地と希望施設	28	申請児童の居住地における小学校区域内に、保育施設等がつかない場合であって、当該保育施設等を第1希望として利用申込する場合	125
M	認可外保育施設を利用してしている場合	29	保護者どちらも保育の事由が「就労」（就労予定、育児休業中除く）、「疾病・障がい」、「介護・看護」、「就学」に該当している場合	5
N	その他	30	子どもの安全のために適切な保育が必要であると市長が認める特別な事情ある場合	※

### 3 調整指数（減算）


減算項目		適用要件	調整指数
O	市外在住	31 保護者（要件24に該当する者を除く。）が市外に在住し、かつ、市内に在勤・在学している場合（転入予定者で市内の転入先住所が確認できる書類を提出する場合を除く。）	-35
		32 保護者（要件24に該当する者を除く。）が市外に在住し、かつ、市外に在勤・在学している場合（転入予定者で市内の転入先住所が確認できる書類を提出する場合を除く。）	-40
P	就労実態	33 親族が経営している事業等に就労し、配偶者控除又は扶養控除の対象となり、収入が確認できない場合	-5
Q	利用者負担額の滞納	34 納付期限経過分の利用者負担金（保育料）を滞納している場合で、利用者負担額の滞納分を市が児童手当から徴収することに承認の申出をしている場合（卒園児に係る利用者負担額を滞納している場合を含む。）	-5
		35 正当な理由がなく、納付期限経過分の利用者負担金を滞納している場合（卒園児に係る利用者負担額を滞納している場合を含む。） 基本減点（-5）とし、滞納1月分につき2点を減点 （例）利用者負担金の滞納がある場合 $-5 + ((-2) \times \text{滞納月数})$ : 滞納月数が1か月分の場合は、-7の減算となる。 失業・罹災等やむを得ない事由によるとき、滞納返済が進んでいるとき（児童手当からの申入れ徴収等）等はこの限りでない。	-7~
R	同居親族の保育必要性	36 保育ができる60歳未満の親族等と同居（同一敷地内及び二世帯住宅を含む。）している場合（要件2に該当する場合及び当該親族等の保育を必要とする証明書類を提出する場合を除く。）	-5
S	育児休業の延長	37 希望する施設に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる。	-110

備考 (調整 指数共 通)	1	「ひとり親家庭」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない母及び配偶者のない父で現に子どもを扶養している者の世帯
	2	調整指数欄の「※」については、それぞれの実情に応じて指数を決定するものとする。
	3	基本指数に調整指数を加算又は減算した利用調整の指数が同点であり、かつ、教育・保育給付認定保護者が保育利用希望する保育施設等の順位も同じである場合は、別に定める項目により利用調整を行なうものとする。
	4	既に保育の給付を受けている子どもの利用者負担金（保育料）に滞納がある場合は、継続保育の利用調整は行わないものとする。ただし、失業・罹災等やむを得ない事由による場合や、滞納返済が進んでいる場合（児童手当からの申入れ徴収等）は、この限りでない。

- 様式第1号 (第6条関係)
- 様式第2号 (第6条関係)
- 様式第3号 (第8条関係)
- 様式第4号 (第10条関係)
- 様式第5号 (第10条関係)
- 様式第6号 (第10条関係)
- 様式第7号 (第11条関係)
- 様式第8号 (第11条関係)
- 様式第9号 (第12条関係)
- 様式第10号 (第12条関係)
- 様式第11号 (第13条関係)
- 様式第12号 (第13条関係)
- 様式第13号 (第14条関係)

名護市職員の休暇に関する規則の全部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 9月26日

名護市長 渡具知 武豊 

名護市規則第 29 号

名護市職員の休暇に関する規則の全部を改正する規則 ~別紙

## 名護市職員の休暇に関する規則

名護市職員の休暇に関する規則（昭和47年規則第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、名護市職員の休日及び休暇に関する条例（昭和47年条例第10号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（代休日の指定）

第2条 条例第3条第1項の規定に基づく代休日の指定は、勤務をすることを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（名護市職員の勤務時間に関する条例（昭和47年条例第23号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日及び休日を除く。）について行わなければならない。

2 任命権者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

3 代休日の指定の手續に関し必要な事項は、任命権者が定める。

（年次休暇の日数）

第3条 条例第5条第1項の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条第1項から第3項までの規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、これらの規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務をしている職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）並びに定年前再任用短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であることをいう。以下同じ。） 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）

155時間に勤務時間条例第2条第2項又は第3項の規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間（1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間）を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

2 年次休暇は、有給とする。

第4条 条例第5条第2項の規定は、発令の月から年度末までの月数に応じて適用するものとし、次の各号に掲げる職員の年次休暇の日数は、当該各号に定める日数とする。

(1) 当該年度の中途において、新たに職員となる職員（次号及び第3号に掲

げる職員を除く。) その者の当該年度における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日(以下この条において「基本日数」という。)

(2) 当該年度において他の地方公共団体の職員、国家公務員又は名護市職員の公益法人等への派遣等に関する条例(平成14年条例第5号。以下「派遣条例」という。)第9条各号に掲げる特定法人その他市長がこれに準ずる法人であると認めるものにおいて使用される者(以下この条において「他団体の職員等」という。)となった者で、引き続き新たに職員となったもの、他団体の職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

(3) 当該年度の前年度において他団体の職員等であった者が新たに職員となったもの及び前年度において職員であった者であって引き続き当該年度に他団体の職員等となり引き続き再び職員となったもの

ア 当該年度の初日に職員となった場合 20日(当該年度の中途において任期が満了することにより退職することとなる場合にあっては、当該年度における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数)に当該年度の前年度における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数(当該日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日数

イ 当該年度の初日後に職員となった場合 この号アの日数から職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数

2 前項第2号に掲げる職員及び前項第3号の規定の適用を受ける職員のうちその者の使用した年次休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、市長が定める日数とする。

第5条 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該年度の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第5条第1項又は第2項に掲げる日数に同条第3項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年度において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とし、当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を

減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

- (1) 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率
- (2) 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
- (3) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
- (4) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

（年次休暇の繰越し）

第6条 条例第5条第3項の規定により翌年度に繰り越すことができる年次休暇の日数は、一の年度における年次休暇の残日数が20日（第3条各号に掲げる職員にあっては、同条の規定による日数）を超えない職員にあっては当該残日数（当該年度の翌年度の初日に勤務形態が変更される場合にあっては、当該残日数に前条各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数）とする。）、20日を超える職員にあっては、20日とする。

（年次休暇の単位）

第7条 年次休暇の単位は、1日とする。ただし、条例第5条第1項に規定する年次休暇の分割は、30分（30分に満たない部分は、30分とする。）を単位として受けることができる。

2 30分を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

- (1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 7時間45分
- (2) 育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務形態の育児短時間勤務職員等
  - ア 育児休業法第10条第1項第1号 3時間55分
  - イ 育児休業法第10条第1項第2号 4時間55分
  - ウ 育児休業法第10条第1項第3号又は第4号 7時間45分
- (3) 斉一型短時間勤務職員（前号に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。） 勤務日ごとの勤務時間の時間数（1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）
- (4) 不斉一型短時間勤務職員（第2号に掲げる職員のうち、不斉一型短時間勤務職員を除く。） 7時間45分  
（病気休暇）

第8条 条例第6条に規定する病気休暇は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間の範囲内で療養のために勤務をしないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。

- (1) 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかる場合 療養に必要な期間
- (2) 前号以外の私傷病であって休暇開始の日から引き続く4日以上勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 90日
- (3) 前2号以外の場合 一の年度を通じて10日以内（年度の中途において新たに職員になった者にあつては、次の表に掲げる日数）

採用の月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日数	10日	9日	8日	8日	7日	6日	5日	4日	3日	3日	2日	1日

2 前項第1号及び第2号に規定する病気休暇の期間は、休日及び勤務を要しない日を含むものとする。

3 第1項第2号、次項及び第5項の規定の適用については、連続する8日以上の期間の病気休暇を使用した職員（この項の規定により病気休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。）が、当該連続して使用した病気休暇の期間の末日の翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間（1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に次の各号に掲げる時間がある場合にあつては、1回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、次の各号に掲げる時間以外の勤務時間）の全てを勤務した日の日数（以下「実勤務日数」という。）が20日に達する日までの間に、再度の病気休暇を使用したときは、当該再度の病気休暇の期間と直前の病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

- (1) 育児休業法第19条に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間

(2) 第9条第1項の表第9号及び第21号から第24号までの規定により勤務しない時間

(3) 条例第8条に規定する介護休暇により勤務しない時間

(4) 条例第9条に規定する介護時間により勤務しない時間

4 使用した病気休暇の期間が連続して90日に達した場合において、90日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病(当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日(以下「特定負傷等の日」という。)の前日までの期間における病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下「特定負傷等」という。)のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項第2号の規定にかかわらず、当該90日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における病気休暇の期間は、連続して90日を超えることはできない。

5 使用した病気休暇の期間が連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達するまでの間に、その症状等が当該使用した病気休暇の期間における病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要があるが生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項第2号の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る病気休暇を承認することができる。この場合において、当該病気休暇の期間は、連続して90日を超えることはできない。

6 前2項に規定する明らかに異なる負傷又は疾病には、症状が明らかに異なると認められるものであっても、病因が異なると認められないものは含まれないものとし、任命権者は、医師が一般に認められている医学的知見に基づき行う症状や病因等についての診断を踏まえ、明らかに異なる負傷又は疾病に該当するかどうかを判断するものとし、特定負傷等の日は、任命権者が当該診断を踏まえ、これを判断するものとする。

7 病気休暇の単位は、1日又は30分とする。

8 病気休暇は、有給とする。

(特別休暇)

第9条 条例第7条の規則で定める場合は、次の表に掲げる場合とし、その期間は、同表右欄に定める期間とする。

特別休暇の事由	休暇の期間
(1) 職員が選挙権その他の公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
(3) 職員が骨髄移植のために骨髄若しくは末梢	必要と認められる期

<p>血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のために骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</p>	<p>間</p>
<p>職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</p> <p>ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>(4) イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動</p> <p>ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>	<p>一の年度で5日の範囲内の期間</p>
<p>(5) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>結婚の日の5日前の日から当該結婚の日以後1月以内において、連続する5日の範囲内の期間</p>

<p>(6) 職員が不妊治療(不妊の原因等を調べるための検査又は不妊の原因となる疾病の治療若しくはタイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等をいう。)に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度において5日(当該通院等が体外受精その他の市長が定める治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間</p>
<p>(7) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性の職員が申し出た場合</p>	<p>出産の日までの申し出た期間</p>
<p>(8) 女性の職員が出産した場合</p>	<p>出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)</p>
<p>(9) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分以内の期間(男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第</p>

	<p>3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を超えない期間）</p>
<p>(10) 職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>職員の妻が出産するために病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間目に当たる日までの期間内において、連続又は分割して3日を超えない範囲内の期間</p>
<p>(11) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあって</p>	<p>当該機関内における5日の範囲内の期間</p>

	<p>は、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過するまでの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のために勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	
(12)	<p>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護等(負傷若しくは疾病にかかったその子の世話、予防接種又は健康診断を受けさせるためのその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話若しくはその子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度において5日(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間</p>
(13)	<p>条例第8条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)の介護を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間</p>
(14)	<p>職員の親族(別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のために勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く必要がある場合にあっては、実際に要した往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の日数</p>
(15)	<p>職員が父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。)のために勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1日の範囲内の期間</p>

<p>(16) 職員が夏季における諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のために勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>4月15日から10月31日までの間において1日を単位として5日間。ただし、年の途中において新たに職員となった者のその年における夏季休暇の日数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1082 712 1428 1400"> <thead> <tr> <th>採用の月</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月</td> <td rowspan="4">5日</td> </tr> <tr> <td>2月</td> </tr> <tr> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>4月</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td rowspan="2">3日</td> </tr> <tr> <td>7月</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td rowspan="2">2日</td> </tr> <tr> <td>9月</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td rowspan="2">なし</td> </tr> <tr> <td>12月</td> </tr> </tbody> </table>	採用の月	日数	1月	5日	2月	3月	4月	5月	4日	6月	3日	7月	8月	2日	9月	10月	1日	11月	なし	12月
採用の月	日数																				
1月	5日																				
2月																					
3月																					
4月																					
5月	4日																				
6月	3日																				
7月																					
8月	2日																				
9月																					
10月	1日																				
11月	なし																				
12月																					
<p>(17) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき  ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。  イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき</p>	<p>7日の範囲内の期間</p>																				
<p>(18) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>																				

<p>(19) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(20) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により交通を制限され、又は遮断された場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(21) 妊娠中の女性の職員及び出産後1年を経過しない女性の職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合</p>	<p>妊娠23週（第6月末）（1月は28日として計算する。以下この号において同じ。）までは4週間に1回、妊娠第24週（第7月）から妊娠35週（第9月末）までは2週間に1回、妊娠36週（第10月）以後出産までは1週間に1回、出産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間</p>
<p>(22) 妊娠中の女性の職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合</p>	<p>当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間</p>
<p>(23) 妊娠中の女性の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合</p>	<p>勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間</p>
<p>(24) 女性の職員が生理のため勤務することが著しく困難である場合</p>	<p>2日を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間</p>

2 連続した日数を使用する場合の特別休暇の期間は、休日及び勤務を要しない日を含むものとする。

3 前項の表第6号及び第10号から第13号までの休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満も端数があるときは、当該残日数の全てを利用することができる。

4 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。

5 1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 7時間45分

(2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数（7時間45分を超える場合にあっては、7時間45分とする。）

(3) 不斉一型短時間勤務職員 7時間45分

6 特別休暇は、有給休暇とする。

（介護休暇）

第10条 条例第8条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者（第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）とする。

(1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹

(2) 職員又は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第2において同じ。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で、次に掲げる者

ア 父母の配偶者

イ 配偶者の父母の配偶者

ウ 子の配偶者

エ 配偶者の子

2 条例第8条第1項の規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

3 条例第8条第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、任命権者に対し行わなければならない。

4 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、任命権者に対し申し出なければならない。

6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第4項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第15条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第11条 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日につき4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第12条 介護時間の単位は、30分とする。

2 育児休業法第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

（病気休暇及び特別休暇の承認）

第13条 条例第10条の規則で定める特別休暇は、第9条第1項の表第7号及び第8号の休暇とする。

第14条 任命権者は、病気休暇又は特別休暇（前条に規定するものを除く。次条において同じ。）の請求について、条例第6条又は第9条第1項の表に掲げる場合に該当すると認められるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達成することができる場合、この限りでない。

（介護休暇及び介護時間の承認）

第15条 任命権者は、介護休暇又は介護時間の請求について、条例第8条第1項又は第9条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りではない。

（年次休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等）

第16条 年次休暇、病気休暇及び特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ任命権者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかつた場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2 第9条第1項の表第7号の申出は、あらかじめ任命権者に対して行わなければならない。

3 第9条第1項の表第8号に掲げる場合に該当することとなった職員は、その旨を速やかに任命権者に届け出るものとする。

(介護休暇及び介護時間の請求)

第17条 介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ任命権者に請求しなければならない。

2 前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間(当該指定期間が2週間未満である場合その他の市長が定める場合には、市長が定める期間)について一括して請求しなければならない。

(休暇の承認の決定等)

第18条 第16条第1項又は前条第1項の請求があった場合においては、任命権者は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、同行の規定により介護休暇の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して1週間を経過する日(以下この項において「1週間経過日」という。)後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

2 任命権者は、病気休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(条例第9条の2第2項の規則で定める期間)

第19条 条例第9条の2第2項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

(組合休暇)

第20条 条例第11条第1項に規定する許可(以下「組合休暇の許可」という。)は、所属長が公務に支障がないと認めるときにその有効期間を定めて与えるものとする。

2 職員は、組合休暇の許可を求める場合には、その職及び氏名、所属する職員団体の名称及び当該団体における役職名並びに組合休暇の許可を受けて従事しようとする業務の内容及びその期間を記載した申請書をあらかじめ所属長に提出しなければならない。

3 組合休暇の許可を受けた職員は、組合休暇の許可の有効期間中職務に従事することができない。

4 条例第11条第2項の規則で定める機関は、執行機関、監査機関、議決機関(代議員制を採る場合に限る。)、投票管理機関及び特定の事項について調査研究を行い、かつ、当該職員団体の諮問に応ずるための機関とする。

(電磁的記録等)

第21条 この規則の規定において書面で行うことが規定されているものについては、当該書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(補則)

第 22 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行日)

1 この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に承認され、又は使用された改正前の名護市職員の休暇に関する規則に規定する休暇であって、同一の事由についてこの規則の規定に該当することとなるものについては、それぞれこの規則により承認され、又は既に使用されたものとみなす。

3 この規則の施行の前日に行われた改正前の名護市職員の休暇に関する規則の規定に係る申出、届出又は申請であって、同一事項についてこの規則の規定による申出、届出又は申請を行う必要のあるものについては、それぞれこの規則の規定により行われたものとみなす。

(名護市非常勤嘱託員に関する規則の一部改正)

4 名護市非常勤嘱託員に関する規則（平成 3 年規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項中「名護市職員の休暇に関する規則（昭和 47 年規則第 6 号）第 2 条第 1 項の表第 1 号から 4 号まで、第 7 号及び第 10 号」を「名護市職員の休暇に関する規則（令和 7 年規則第 27 号）第 9 条第 1 項の表第 1 号、第 2 号、第 14 号、第 18 号、第 19 号及び第 21 号」に改め、同条第 4 項第 4 号中「小学校就学の始期に達するまでの子」を「9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子」に改める。

(名護市会計年度任用職員の勤務時間、休暇に関する規則の一部改正)

5 名護市会計年度任用職員の勤務時間、休暇に関する規則（令和 2 年規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「名護市職員の休暇に関する規則（昭和 47 年規則第 6 号。以下「休暇規則」という。）第 5 条第 3 項」を「名護市職員の休暇に関する規則（令和 7 年規則第 27 号。以下「休暇規則」という。）第 10 条第 3 項」に改める。

別表第 5 を次のように改める。

別表第 5

親族	日数
配偶者	7 日
父母	
子	5 日
祖父母	3 日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日）
孫	1 日

兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日

別表第1（第4条関係）


在職期間	日数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年未満の期間	20日

別表第2（第9条関係）

親族	日数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日

名護市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 9 月26日

名護市長 渡辺知 武豊 

名護市規則第 28 号

名護市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 ~別紙

## 名護市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

名護市職員の育児休業等に関する規則（平成4年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第14条に次のただし書を加える。

ただし、第1号及び第3号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあっては、延長された期間の末日）が、引き続いて承認される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあっては、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に替えることができる。

第15条の見出し中「部分休業」の次に「の承認の請求、第2項申出及び第3項変更の手続」を加え、同条第1項中「部分休業の承認の」の次に「請求、育児休業法第19条第2項の規定による申出（以下「第2項申出」という。）及び同条第3項の規定による当該申出の内容の変更（第3項において「第3項変更」という。）」を加え、「部分休業承認申請書」を「部分休業簿」に改め、同条に次の1項を加える。

3 任命権者は、第2項申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより第3項変更をしなければ条例第19条の5に規定する子の療育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第20条中「非常勤職員であつて、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある」を削る。

第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録簿）

第21条 この規則の規定において書面で行うことが規定されているものについては、当該書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

様式第5号を次のように改める。

## 部分休業簿

申出対象期間	年度					
所属	氏名					
1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日 年 月 日			
2 申出	申出月日 月 日	申出の内容 (①又は②を記入)	※申出の内容(変更後の内容も共通) ①1日につき2時間を超えない範囲内 ②1年につき人事院規則で定める時間(10日相当)を超えない範囲内			
3 変更(第1回目)	変更月日 月 日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	(各省各庁の長の確認)	決裁
3 変更(第2回目)	変更月日 月 日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	(各省各庁の長の確認)	決裁
4 備考						
(注)						
<p>1 申出、変更又は請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類としては例えば以下が挙げられる。 医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件に係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等(写しでも可)</p> <p>2 第1号部分休業の承認の請求の場合は第2面、第2号部分休業の承認の請求の場合は第4面を用いること。</p> <p>3 第1号部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記入すること。</p>						

第1号部分休業の承認の請求の場合

(第2面)

年度

整理番号	※ 部分休業の承認の請求をする期間			請求月日	請求者の確認	承認の可否	決裁		勤務時間管理員の確認	備考
	月日	毎日/曜日等	時間				各省各庁の長の確認			
1	月日	から	月日	まで						
2	月日	から	月日	まで						
3	月日	から	月日	まで						
4	月日	から	月日	まで						
5	月日	から	月日	まで						
6	月日	から	月日	まで						
7	月日	から	月日	まで						
8	月日	から	月日	まで						
9	月日	から	月日	まで						
10	月日	から	月日	まで						

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

第1号部分休業の承認の取消しの場合

(第3面)

年度

整理番号	※ 部分休業の承認の取消しの期間			請求者の確認	決裁		勤務時間管理員の確認	備考
	月日		時間		各省各庁の長の確認			
1	月日	から	月日	まで				
2	月日	から	月日	まで				
3	月日	から	月日	まで				
4	月日	から	月日	まで				
5	月日	から	月日	まで				
6	月日	から	月日	まで				
7	月日	から	月日	まで				
8	月日	から	月日	まで				
9	月日	から	月日	まで				
10	月日	から	月日	まで				
11	月日	から	月日	まで				
12	月日	から	月日	まで				
13	月日	から	月日	まで				
14	月日	から	月日	まで				
15	月日	から	月日	まで				
16	月日	から	月日	まで				
17	月日	から	月日	まで				

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

第2号部分休業の承認の請求の場合

年度

第2号部分休業の時間数

時間 分

請求番号	部分休業の承認の請求をする期間			請求時間数	残時間数	請求月日	請求者の確認	承認の可否	決裁		備考	
	月 日	から	月 日 まで						時 分	から		時 分 まで
1	月 日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
2	月 日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
3	月 日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
4	月 日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
5	月 日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
6	月 日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
7	月 日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
8	月 日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
9	月 日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
10	月 日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
11	月 日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
12	月 日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
13	月 日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
14	月 日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
15	月 日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
16	月 日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
17	月 日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
18	月 日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
19	月 日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
20	月 日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
21	月 日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
22	月 日	から	月 日 まで	時 分	から	時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

## 公 示 送 達 書

下記書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明、又は外国において送達が困難であるため、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、送達すべき書類は市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者にこれを交付する。

令和7年9月12日

名護市長 渡具知 武豊



計7名

送達すべき書類			送達を受けるべき者の氏名
名 称	年 度	期 別	
国民健康保険税 納税通知書	令和7	第3期～第8期	糸数 竜太
国民健康保険税 納税通知書	令和7	第3期～第8期	高橋 秀人
国民健康保険税 納税通知書	令和7	第3期～第8期	大道 皇明
国民健康保険税 納税通知書	令和7	第3期～第8期	本居 龍実
国民健康保険税 納税通知書	令和7	第3期～第8期	渡邊 麻人
国民健康保険税 納税通知書	令和7	第3期～第8期	上原 かよみ
国民健康保険税 納税通知書	令和7	第3期～第8期	玉城 道保

(地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。)

名護市告示第 148号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文に規定する地域密着型サービス事業者の指定について、同法第78条の2の規定に基づき、次のとおり指定する。

令和7年9月12日

名護市長 渡具知 武豊



申請者の名称	社会福祉法人偕生会
主たる事務所の所在地	沖縄県那覇市首里石嶺町四丁目390番地
代表者の氏名及び職名	理事長 安里 政晃
事業所の名称	羽地苑デイサービスセンター
事業所の所在地	沖縄県名護市字我部祖河829番地
介護保険事業所番号	4790900239
指定年月日	令和7年10月1日
指定の有効期間	令和7年10月1日 ～ 令和13年9月30日
サービスの種類	地域密着型通所介護

名護市告示第149号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項本文に規定する第一号事業の指定事業者の指定について、同法第115条の45の5の規定に基づき、次のとおり指定する。

令和7年9月12日

名護市長 渡具知 武豊



申請者の名称	社会福祉法人偕生会
主たる事務所の所在地	沖縄県那覇市首里石嶺町四丁目390番地
代表者の氏名及び職名	理事長 安里 政晃
事業所の名称	羽地苑デイサービスセンター
事業所の所在地	沖縄県名護市字我部祖河829番地
介護保険事業所番号	4790900239
指定年月日	令和7年10月1日
指定の有効期間	令和7年10月1日 ～ 令和13年9月30日
サービスの種類	介護予防・日常生活支援総合事業 第一号通所事業 (旧介護予防通所介護相当サービス)

名護市告示第 150 号

名護市子育て短期支援事業実施要綱の全部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 9 月 16 日

名護市長 渡具知 武豊



名護市子育て短期支援事業実施要綱の全部を改正する要綱 別紙

名護市子育て短期支援事業実施要綱の全部を改正する要綱  
名護市子育て短期支援事業実施要綱（平成17年告示第24号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合及び経済的な理由により緊急一時的に親子を保護することが必要な場合等に、実施施設等において一定期間、養育・保護その他の支援を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

（利用対象者）

第2条 本事業の対象者は、次に掲げる事由に該当する家庭の児童とする。

- (1) 児童の保護者の疾病
- (2) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由
- (3) 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- (4) 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加などの社会的な事由
- (5) 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用を制限することができる。

- (1) 児童が感染性疾患を有していると認められる場合
- (2) 複雑又は専門的な養育及び保護を必要とする場合
- (3) 前各号に掲げるものの他、市長が本事業の利用を不相当と認めた場合

（実施施設等）

第3条 本事業における実施施設等は、次に掲げるものとする。

- (1) 児童養護施設、乳児院、ファミリーホーム、児童家庭支援センターその他住民に身近であって、適切に保護することができる施設
- (2) 里親、保護を適切に行うことができる者として市長が相当と認めた者その他の保護を適切に行うことができる者（以下「里親等」という。）

2 市長は、里親等へ本事業を委託する場合はあらかじめ本事業の委託先となり得る里親等の名簿を作成するものとする。

（利用期間等）

第4条 本事業の利用期間は、1回の利用につき7日以内とする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めた場合は必要最小限の範囲内で当該利用期間を延長することができる。

2 前項に規定する利用期間は、児童1人当たり1年度につき24日を限度とする。

（利用の申請及び決定）

第5条 本事業の利用を希望する保護者は、名護市子育て短期支援事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、審査の上、利用の可否を決定し、名護市子育て短期支援事業利用（決定・却下）通知書（様式第2号）により保護者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により利用を決定したときは、名護市子育て短期支援事業委託決定通知書（様式第3号）により、実施施設等に通知するものとする。

（利用の変更等）

第6条 前条第2項の規定により事業の利用の決定を受けた保護者（以下「利用者」という。）は、決定を受けた事項を変更又は中止するときは、名護市子育て短期支援事業利用変更（中止）申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、実施施設等の受入状況を確認の上、利用の可否を決定し、名護市子育て短期支援事業利用変更（中止）決定通知書（様式第5号）により利用者及び実施施設等に通知するものとする。

3 市長は、前項の決定をしたときは、その旨を、子育て短期支援事業委託変更（中止）通知書（様式第6号）により実施施設等に通知するものとする。

（利用の取消し）

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定を取り消し、名護市子育て短期支援事業利用取消通知書（様式第7号）により利用者へ通知する。

- (1) 利用者の児童が第2条の規定による対象児童でないと認めるとき
- (2) 利用者又はその児童が実施施設等の指示に従わないとき。
- (3) 災害その他の理由により実施施設等の利用ができなくなったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めたとき。

(児童の送迎)

第8条 児童の自宅と実施施設等との間の送迎については、保護者が行うものとする。

2 保護者が児童の通園又は通学する施設と実施施設等との間の送迎を実施施設等に希望し、実施施設等の長が認めた場合は、送迎を行うことができる。

3 送迎を希望する保護者は、児童の通園又は通学する施設の長に対して、当事業利用の送迎の実施について事前に報告しておかなければならない。

(費用等)

第9条 本事業に係る費用及び利用者負担額は、別表に定める額とする。

2 利用者は、本事業を利用しようとするときは、別表に定める利用者負担額を、市長があらかじめ定める期日までに市に納入しなければならない。

3 利用者は、前項に定める利用者負担額のほか、次の各号に掲げる費用を実施施設等に直接支払わなければならない。

(1) 対象児童の養育・保護において、実施施設等がやむを得ず購入した衣料、日用品等に係る費用

(2) 対象児童の怪我等の理由により、やむを得ず医療機関へ通院した場合において、実施施設等が支払った診療費、薬剤費及び通院に要した費用

(3) 前2号に掲げるもののほか、利用者が負担すべきものと市長が特に認める費用

(報告)

第10条 実施施設等は、支援を行ったときは、報告書を作成し、支援実施月の翌月10日又は3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(経費の支弁)

第11条 市長は、実施施設等から前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、業務が適正に行われたと認めるときは、実施施設等に対して第9第1項の規定に基づき算出された費用を委託料として支払うものとする。

2 市長は、前項に定める委託料のほか、その他必要経費について、実施施設等と協議の上、必要と認めた場合は、これを支払うことができるものとする。

(関係機関との連携等)

第12条 市長は、事業の利用申請時及び利用中において、長期にわたり対象児童の養育・保護が必要となる可能性が生じた場合、対象児童の保護者がいない場合等において法的措置が必要であると認めるときは、速やかに所管の児童相談所へ通告するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は、こども家庭部長が別に定める。

別表 (第9条関係)

項目	費用	利用者負担額			
		生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯、市町村民税非課税世帯(ひとり親家庭に限る。)及び名護市こども家庭センターにおいて作成するサポートプランにおいて本事業の利用が必要であると認められた世帯	市町村民税非課税世帯(ひとり親家庭を除く。)及び市町村民税課税世帯(ひとり親家庭に限る。)	その他の世帯	
年齢区分	2歳未満	14,700円	0円	1,000円	2,750円
	2歳以上	8,000円			

通学時等の児童の付き添い送迎に係る送迎委託料（1日）	1,860円	0円
----------------------------	--------	----

備考

- 1 児童1人1日当たりの金額とする。
- 2 1回の利用期間中に2歳の誕生日を迎えた場合の年齢区分は、当該日より2歳以上とする。
- 3 所得課税状況の判断について、申請日が4月から6月までにあつては児童の保護者の前年度の市町村民税課税状況で決定し、7月から3月までにあつては児童の保護者の当該年度の市町村民税課税状況によって決定する。ただし、申請日から決定までの間に、未申請等の理由で市町村民税課税状況の確認ができない場合にあつては、その他の世帯とみなして決定する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

年 月 日

名護市長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

子育て短期支援事業を利用したいので、名護市子育て短期支援事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

利用期間		年	月	日	時	分
		年	月	日	時	分
対象児童	ふりがな					
	氏名					
	生年月日(年齢)	. . ( )		. . ( )		. . ( )
	続柄	性別	男・女	男・女	男・女	男・女
	学校、幼稚園、保育園等の名称					
送迎希望	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
ふりがな						
保護者氏名(申請者)						続柄 ( )
同居家族(保護者を含む。)の状況	ふりがな					
	氏名(続柄)	( )	( )	( )	( )	( )
	生年月日(年齢)	. . ( )		. . ( )		. . ( )
世帯区分	<input type="checkbox"/> 課税世帯(ひとり親除く) <input type="checkbox"/> 非課税世帯(ひとり親除く) <input type="checkbox"/> ひとり親の課税世帯 <input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> ひとり親の非課税世帯					
利用事由	<input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 育児疲れ・不安 <input type="checkbox"/> 出産、看護、事故等 <input type="checkbox"/> 公的行事等 <input type="checkbox"/> 冠婚葬祭 <input type="checkbox"/> 養育環境等 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
緊急連絡先1	氏名					続柄 ( ) 電話番号
	住所					
緊急連絡先2	氏名					続柄 ( ) 電話番号
	住所					
子育て短期支援事業の利用に必要な私の世帯の住民基本台帳・課税状況等について確認すること及び利用にあたり必要な子どもの健康状態等の情報について、実施施設等に情報提供することに同意します。(同意する場合は、署名してください。) 氏名 _____						

・利用の可否を判断するため、必要な書類を添付していただく場合があります。

殿

名護市長

名護市子育て短期支援事業利用（決定・却下）通知書

年 月 日付で申請があった子育て短期支援事業の利用について、次のとおり決定しましたので、名護市子育て短期支援事業実施要綱第5条第2項の規定により通知します。

利用を認めます  利用を認めません

利用期間		年	月	日	時	分	秒
		年	月	日	時	分	秒
対象児童	ふりがな						
	氏名						
	生年月日(年齢)	. . ( )		. . ( )		. . ( )	
	続柄	性別					
	学校、幼稚園、保育園等の名称						
送迎利用		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
利用決定施設 (里親等)	施設名 (里親)						
	住所						
	連絡先						
世帯区分	<input type="checkbox"/> 課税世帯（ひとり親除く） <input type="checkbox"/> ひとり親の課税世帯 <input type="checkbox"/> 非課税世帯（ひとり親除く） <input type="checkbox"/> ひとり親の非課税世帯 <input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> サポートプランによる利用						
利用を認めない理由							

殿

名護市長

名護市子育て短期支援事業委託決定通知書

子育て短期支援事業の利用について、次のとおり決定したので、名護市子育て短期支援事業実施要綱第5条第3項の規定により通知します。

利用期間		年	月	日	時	分から	
		年	月	日	時	分まで	
対象児童	ふりがな						
	氏名						
	生年月日(年齢)	・ ・ ( )		・ ・ ( )		・ ・ ( )	
	続柄	性別					
	学校、幼稚園、保育園等の名称						
送迎利用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
ふりがな							
保護者氏名	続柄 ( )						
世帯区分	<input type="checkbox"/> 課税世帯（ひとり親除く） <input type="checkbox"/> ひとり親の課税世帯 <input type="checkbox"/> 非課税世帯（ひとり親除く） <input type="checkbox"/> ひとり親の非課税世帯 <input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> サポートプランによる利用						
実施施設 (里親等)							
緊急連絡先 1	氏名	続柄 ( )				電話番号	
	住所						
緊急連絡先 2	氏名	続柄 ( )				電話番号	
	住所						
特記							

名護市子育て短期支援事業利用変更（中止）申請書

年 月 日

名護市長 殿

住所

氏名

対象児童との続柄

年 月 日付け第 号で決定した子育て短期支援事業について利用変更（中止）したので、名護市子育て短期支援事業実施要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

変更（中止）内容		<input type="checkbox"/> 利用児童 <input type="checkbox"/> 利用場所 <input type="checkbox"/> 利用期間 <input type="checkbox"/> 利用中止			
変更（中止）理由					
対象児童	ふりがな				
	氏名				
	生年月日(年齢)	. . ( )	. . ( )	. . ( )	
	続柄	性別	男・女	男・女	男・女
	学校、幼稚園、保育園等の名称				
送迎希望	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
利用決定施設（里親等）					
利用期間		年	月	日	時 分から
		年	月	日	時 分まで

殿

名護市長

名護市子育て短期支援事業利用変更（中止）決定通知書

年 月 日付で申請があった子育て短期支援事業の利用変更（中止）について、名護市子育て短期支援事業実施要綱第6条第2項の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

変更（中止）を認めます  変更（中止）を認めません

対象児童	ふりがな							
	氏名							
	生年月日(年齢)		・ ・ ( )		・ ・ ( )		・ ・ ( )	
	続柄	性別						
	学校、幼稚園、保育園等の名称							
送迎利用		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
内容	<input type="checkbox"/> 利用児童 <input type="checkbox"/> 利用場所 <input type="checkbox"/> 利用期間 <input type="checkbox"/> 利用中止							
	変更前				変更後			
変更理由								
世帯区分	<input type="checkbox"/> 課税世帯（ひとり親除く） <input type="checkbox"/> ひとり親の課税世帯 <input type="checkbox"/> 非課税世帯（ひとり親除く） <input type="checkbox"/> ひとり親の非課税世帯 <input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> サポートプランによる利用							
変更（中止）を認めない理由								

殿

名護市長

名護市子育て短期支援事業委託変更（中止）通知書

子育て短期支援事業の利用について、名護市子育て短期支援事業実施要綱第6条第3項の規定により、次のとおり決定しましたので、通知します。

対 象 児 童	ふりがな				
	氏名				
	生年月日(年齢)		・ ・ ( )	・ ・ ( )	・ ・ ( )
	続柄	性別			
	学校、幼稚園、保育園等の名称				
送迎利用		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
利用期間		月 日 から 月 日まで ( ) 日間			
実施施設（里親等）					
申 請 者 （ 保 護 者 ）	氏名		連絡先：		
	住所				
	緊急連絡先①	氏名：	続柄 ( )	連絡先：	
	緊急連絡先②	氏名：	続柄 ( )	連絡先：	
特記					

公 示 送 達 書

下記納税通知書の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明であるから、地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、公示送達をする書類は、市長（市民部税務課）が保管し、申し出があればいつでも送達を受けるべき者に交付します。

令和7年9月19日

名護市長 渡具知 武豊



納税通知書 発送年月日	納税通知書 番号	年度	期別	納期限	税 額 等		納 税 義 務 者	
					税 目	税 額 [ 円 ]	住 所	氏 名
令和7年6月30日	2402254	7	3～4	3期 令和7年10月31日 4期 令和8年2月2日	市県民税	59,400	沖縄県名護市東江	PARK SUNYOUNG
抜き取り	2410303	7	3～4	3期 令和7年10月31日 4期 令和8年2月2日	市県民税	49,200	沖縄県名護市字田井等	GARCIA DAMASO I I I REVOLLEDO
抜き取り	2298279	7	3～4	3期 令和7年10月31日 4期 令和8年2月2日	市県民税	329,300	アメリカ合衆国	半嶺 まどか
抜き取り	2299526	7	3～4	3期 令和7年10月31日 4期 令和8年2月2日	市県民税	111,000	アメリカ合衆国	渡り 香子
抜き取り	2376750	7	3～4	3期 令和7年10月31日 4期 令和8年2月2日	市県民税	134,800	アメリカ合衆国	ロストン 萌音
抜き取り	241849	7	3～4	3期 令和7年10月31日 4期 令和8年2月2日	市県民税	364,500	アメリカ合衆国	メンリー もえ
抜き取り	2370751	7	3～4	3期 令和7年10月31日 4期 令和8年2月2日	市県民税	36,200	インドネシア	DWI PURWANTO

※地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

納税通知書 発送年月日	納税通知書 番号	年度	期別	納期限	税額等		納税義務者	
					税目	税額 [円]	住所	氏名
抜き取り	2372801	7	3～4	3期 令和7年10月31日 4期 令和8年2月2日	市県民税	58,200	ベトナム	NGUYEN TAN DUNG
抜き取り	2372819	7	3～4	3期 令和7年10月31日 4期 令和8年2月2日	市県民税	58,800	ベトナム	NGUYEN SI THINH
抜き取り	2414449	7	3～4	3期 令和7年10月31日 4期 令和8年2月2日	市県民税	16,500	ベトナム	TRUONG MINH HAU
抜き取り	2254671	7	3～4	3期 令和7年10月31日 4期 令和8年2月2日	市県民税	11,700	ベトナム	NGUYEN TIEN DUNG
抜き取り	2294931	7	3	3期 令和7年10月31日	市県民税	5,000	ベトナム	NGUYEN XUAN THUY
抜き取り	2294940	7	3	3期 令和7年10月31日	市県民税	5,000	ベトナム	HUONG QUY DUNG

※地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

# 公 示 送 達 書

下記督促状の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明、又は外国において送達が困難であるため、地方税法第20条の2の規定により告示します。

なお、公示送達する書類は、市長（国民健康保険課）が保管していますので、申し出があればいつでも送達を受けるべき方に交付します。

令和7年9月19日

名護市長 渡具知 武豊



納税通知書番号	書類の名称	税額			納税義務者
		税目	年度	期別	
903396	督促状	国民健康保険税	令和7年度	第1期～第2期	NGUYEN TON PHUOC THINH
1150251	督促状	国民健康保険税	令和7年度	第1期	KIM SEONGBIN
1317733	督促状	国民健康保険税	令和7年度	第1期	WESENER CASSI LAMONT

名護市告示第 153 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき、令和7年9月4日招集の第220回名護市議会定例会において議決を経た下記予算の要領を別紙のとおり公表する。

令和7年9月25日

名 護 市 長

渡具知 武豊



記

令和7年度 名護市一般会計補正予算(第3号)

※ なお、原本(別紙)については、財政課に備えてあります。

名護市告示第 154 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき、令和7年9月4日招集の第220回名護市議会定例会において議決を経た下記予算の要領を別紙のとおり公表する。

令和7年9月25日

名 護 市 長

渡具知 武豊



記

令和7年度 名護市介護保険特別会計補正予算(第1号)

※ なお、原本(別紙)については、財政課に備えてあります。

名護市告示第154-2号

名護市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年9月25日

名護市長 渡具知 武豊



名護市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金交付要綱 ～別紙

## 名護市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（平成18年5月29日老発第0529001号。以下「実施要綱」という。）に規定する事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、名護市補助金等交付規則（昭和56年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に定める本市の介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画」という。）に記載された事業を行う法人又はその他の団体であって、市長が適当と認める者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は別表に掲げる事業とし、介護保険事業計画に適合したものとする。

(補助の対象外)

第4条 次に掲げる費用については、補助の対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) その他補助事業として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、別表に定める区分ごとに、交付基準額に単位の数を乗じて得た額の合計と対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額の合計額と比較して少ない方の額の合計額に国及び市の補助率を乗じて得た額とし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、名護市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金交付申請書（様式第1号）により、補助金の交付を申請することができる。

2 前項に係る申請には、次に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- (1) 補助金所要額調書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、名護市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により対象事業者に通知するものとする。

(交付条件)

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号、以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後も、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入税額報告書（様式第5号）により速やかに、市長に報告しなければならない。なお、補助金の交付決定の通知を受けた対象事業者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。また、市長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に返還しなければならない。
- (8) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日

(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) この補助金と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金の補助金の交付を受けてはならない。
- (12) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(変更交付申請)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合は、名護市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金変更交付申請書(様式第6号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(変更交付決定)

第10条 市長は、前条の変更交付申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、名護市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。この場合、第8条の規定を準用する。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業に着手したときは、補助事業着手報告書(様式第8号)により事業に着手した日から10日以内に、補助事業進捗状況については、補助事業進捗状況報告書(様式第9号)により毎月末日現在の状況を翌月10日までに市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、名護市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金実績報告書(様式第10号)に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して20日を超えない日までに市長に提出しなければならない。

2 前項に係る添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績調書(様式第11号)
- (2) 補助金精算額調書(様式第12号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定に基づき提出された実績報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、名護市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金交付確定通知書（様式第13号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、前条の規定により確定通知を受けたときは、名護市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金交付請求書（様式第14号）を速やかに市長に提出するものとする。

(交付決定の取消)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) この要綱の規定に基づく義務に違反したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助事業を廃止したとき。
- (5) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (6) 支出額が予算額に比し減少したとき。
- (7) その他市長が取消し又は返還が妥当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、名護市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合、当該取消し部分について既に補助金が交付されているときは、名護市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金返還通知書（様式第16号）により、その返還を命ずるものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第3条、第5条関係）

1 区分	2 交付基準 単価	3 単位	4 補助率			5 対象経費
			国	市	事業者	
既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業						防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
スプリンクラー設備（地域密着型サービスを伴う事業所・小規模施設等）						
1,000㎡未満の場合	9,710円の範囲内で市長が認めた額	対象施設ごと1㎡あたり	10/10	—	—	
1,000㎡未満未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,710円の範囲内で市長が認めた額/1㎡と2,440千円の範囲内で市長が認めた額の合計額	対象施設ごと	10/10	—	—	
300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,080千円の範囲内で市長が認めた額	施設数	10/10	—	—	
500㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325千円の範囲内で市長が認めた額		10/10	—	—	
（地域密着型施設等） ア 小規模ケアハウス イ 都市型軽費老人ホーム ウ 小規模有料老人ホーム エ 小規模多機能型居宅介護事業所 オ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 カ 生活支援ハウス等（※1） ※1 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、市長が特に必要と認めた施設を含む。						
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業						
（地域密着型サービスを伴う事業所・小規模施設） ・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模ケアハウス	15,400千円の範囲内で市長が認めた額	施設数	10/10	—	—	
（地域密着型サービスを伴う事業所・小規模施設等） ・小規模養護老人ホーム ・都市型軽費老人ホーム	7,730千円の範囲内で市長が認めた額		10/10	—	—	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症対応型通所介護事業所</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</li> <li>・介護予防拠点</li> <li>・地域包括支援センター</li> <li>・生活支援ハウス</li> <li>・緊急ショートステイ</li> <li>・施設内保有施設</li> </ul>					
<b>高齢者施設等の給水設備整備事業</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>(地域密着型サービスを伴う事業所・小規模施設等)</li> <li>・地域密着型特別養護老人ホーム</li> <li>・小規模ケアハウス</li> <li>・都市型軽費老人ホーム</li> <li>・小規模介護老人保健施設</li> <li>・小規模介護医療院</li> <li>・小規模養護老人ホーム</li> <li>・認知症対応型通所介護事業所</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問看護介護事業所</li> <li>・介護予防拠点</li> <li>・地域包括支援センター</li> <li>・生活支援ハウス</li> <li>・緊急ショートステイ</li> <li>・施設内保有施設</li> </ul>	市長が認めた額	施設数	1/2	1/4	1/4
<b>高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>(地域密着型サービスを伴う事業所・小規模施設等)</li> <li>・地域密着型特別養</li> </ul>	市長が認めた額	施設数	1/2	1/4	1/4

<p>護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外の小規模老人短期入所施設</li> <li>・都市型軽費老人ホーム</li> <li>・小規模介護老人保健施設</li> <li>・小規模介護医療院</li> <li>・小規模養護老人ホーム</li> <li>・小規模ケアハウス</li> <li>・小規模有料老人ホーム</li> <li>・地域密着型通所介護事業所</li> <li>・認知症対応型通所介護事業所</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</li> <li>・夜間対応型訪問介護事業所</li> <li>・介護予防拠点</li> <li>・地域包括支援センター</li> <li>・生活支援ハウス</li> <li>・緊急ショートステイ</li> <li>・施設内保育施設</li> </ul>					
<p>高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業</p>					
<p>（地域密着型サービスを伴う事業所・小規模施設等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない）</li> <li>・上記以外の小規模老人短期入所施設</li> <li>・小規模介護老人保健施設</li> <li>・小規模介護医療院</li> </ul>	<p>施設延床面積（沖縄県が必要と認めた面積）×4千円の範囲内で市長が認めた額</p>	<p>施設数</p>	<p>10/10</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模養護老人ホーム</li> <li>・小規模ケアハウス</li> <li>・都市型軽費老人ホーム</li> <li>・小規模有料老人ホーム</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・生活支援ハウス</li> </ul>			2			
--	--	--	---	--	--	--

※小規模とは定員 29 名以下のことをいう。

年 月 日

名護市長 殿

申請者

所在地

法人名

代表者職・氏名

印

名護市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金交付申請書

名護市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金の交付について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 関係書類

- (1) 補助金所要額調書(様式第2号)
- (2) 事業計画書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

補助金所要額調書

既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

(円)

施設名・事業所名	総事業費 A	寄付金その 他の収入額 B	差引額 C=A-B	対象経費 支出予定額 D	交付基準額 E	選 定 額 F	補 助 金 所 要 額 G	抵当権設定 の有無 H

認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

(円)

施設名・事業所名	総事業費 A	寄付金その 他の収入額 B	差引額 C=A-B	対象経費 支出予定額 D	交付基準額 E	選 定 額 F	補 助 金 所 要 額 G	抵当権設定 の有無 H

高齢者施設等の給水設備整備事業

(円)

施設名・事業所名	総事業費 A	寄付金その 他の収入額 B	差引額 C=A-B	対象経費 支出予定額 D	交付基準額 E	選 定 額 F	補 助 金 所 要 額 G	抵当権設定 の有無 H

(2/2)

## 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業

(円)

施設名・事業所名	総事業費 A	寄付金その 他の収入額 B	差引額 C=A-B	対象経費 支出予定額 D	交付基準額 E	選 定 額 F	補 助 金 所 要 額 G	抵当権設定 の有無 H

## 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

(円)

施設名・事業所名	総事業費 A	寄付金その 他の収入額 B	差引額 C=A-B	対象経費 支出予定額 D	交付基準額 E	選 定 額 F	補 助 金 所 要 額 G	抵当権設定 の有無 H

(注1) F欄には、C欄、D欄、E欄のそれぞれの金額を比較して少ない方の額を記入すること。

(注2) G欄には、F欄の金額を記入すること。

(注3) H欄には、補助財産取得時に併せて抵当権設定する場合「有り」と記入すること。

事業計画書

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

(2) 施設の種類 \_\_\_\_\_

(3) 事業の目的及び効果 \_\_\_\_\_

(4) 事業主体及び経営主体 \_\_\_\_\_

(5) 利用定員 \_\_\_\_\_ 名

2 事業計画

(1) 施設の整備

ア 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

イ 建物・敷地の所有関係（自己所有・借地(家)）

→ 借地(家)の場合の使用期限 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで

ウ 施設整備の区分（創設、増築等の別） \_\_\_\_\_

エ 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

オ 建物の構造 \_\_\_\_\_ 造 \_\_\_\_\_ 建

カ 施設整備費 \_\_\_\_\_ 円（経費内訳のAの額を記入）

[経費内訳]

内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
			円	円	
計				A 円	

## (2) 財源内訳

項目	金額 (円)
ア 市補助金	
イ 事業主体負担金	
ウ その他 ( )	
エ 合計	

## 3 履行期間

(1) 着手予定年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(2) 完了予定年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

## 4 介護サービス等提供計画

(1) 提供開始予定年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

## 5 添付書類

- (1) 位置図、配置図、平面図、等
- (2) 各室の面積表
- (3) 建物、敷地の関係書類(登記簿、賃貸契約書案、等)
- (4) 見積書および工事費目別内訳書
- (5) 建物内外主要部分写真(工事着工前)
- (6) 工事工程表
- (7) その他参考書類

第 号  
年 月 日

様

名護市長

⑩

名護市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました名護市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金の交付について、次のとおり補助金の交付額を決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

年 月 日

名護市長 殿

(補助事業者)  
所在地  
法人名  
代表者職・氏名

㊞

消費税及び地方消費税に係る仕入税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた 年度名護市地域介護・福祉  
空間整備等事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次  
のとおり報告します。

記

- 1 施設の種類及び名称
- 2 事業実績報告書(様式第10号)による精算額  
\_\_\_\_\_ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税  
額(要補助金返還相当額)  
\_\_\_\_\_ 円
- 4 添付書類  
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

年 月 日

名護市長 殿

(補助事業者)  
所在地  
法人名  
代表者職・氏名

印

名護市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた標記の補助事業について、次のとおりその内容等を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更前の補助金交付申請額 円
- 2 変更後の補助金交付申請額 円
- 3 変更内容
- 4 変更理由
- 5 関係書類
  - (1) 補助金所要額調書(様式第2号)
  - (2) 事業計画書(様式第3号)
  - (3) その他市長が必要と認める書類

第 号  
年 月 日

様

名護市長



名護市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった 年度名護市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金について、次のとおり変更交付を決定したので通知します。

記

- 1 変更前の補助金交付決定額 円
- 2 変更後の補助金交付決定額 円
- 3 変更内容
- 4 交付の条件

年 月 日

名護市長 殿

(補助事業者)  
所在地  
法人名  
代表者職・氏名

印

補助事業着手報告書

下記のとおり補助事業に着手しましたので報告します。

記

補助事業名			
工事名等			
施設種別			
建物の構造及び面積	構造	造 建築面積	m <sup>2</sup> 延面積 m <sup>2</sup>
経 費 内 訳	建 築 費		円
	冷暖房設備工事費		円
	消火設備工事費		円
			円
			円
	計		円
契約年月日		年 月 日	
着手年月日		年 月 日	
完了予定年月日		年 月 日	

※工事等の工程表を添付すること。

補助事業進捗状況報告書

名護市長 殿

(補助事業者)  
所在地  
法人名  
代表者職・氏名

㊞

補助事業名 \_\_\_\_\_

施設名 (施設種別)	設置主体	新築・増 築等の別	補助額 A	年12月末ま での出来高 B	年3月末ま での出来高 C	繰越見込高 D=100-C	繰越見込額 E=A×D	備 考
			円	%	%	%	円	完了予定年月日 年 月 日 繰越理由

(注1) 補助事業の別がわかるようにし、それぞれの事業において交付決定ごとに記入すること。

(注2) 報告時点で事業の進捗状況が判る写真を添付すること。なお、既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業において、補助事業着手報告書に提出した完了予定年月とおりの進捗状況である場合は、写真の添付は不要とする。

(注3) 補助事業着手報告書提出時に添付した工程表に、報告時点での実績と今後の進捗見込みを朱書き修正したものを添付すること。

(注4) 翌年度への繰越が見込まれる場合は、「備考」欄に繰越理由を記入すること(出来るだけ具体的に記入すること)。

(注5) A欄には、「基準額」と「対象経費の実支出額(千円未満切り捨て)」を比較して少ない方の額を記入すること。

年 月 日

名護市長 殿

(補助事業者)  
所在地  
法人名  
代表者職・氏名

印

名護市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金実績報告書

年 月 日受け 第 号にて交付決定を受けた 年度名護市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金に係る事業実績について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金精算額 円
- 2 関係書類
  - (1) 事業実績調書(様式第 11 号)
  - (2) 補助金精算額調書(様式第 12 号)
  - (3) その他市長が必要と認める書類

事業実績調書

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

(2) 施設の種類 \_\_\_\_\_

(3) 事業の目的及び効果 \_\_\_\_\_

(4) 事業主体及び経営主体 \_\_\_\_\_

(5) 入所(利用)定員 \_\_\_\_\_ 名

2 事業計画

(1) 施設の整備

ア 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

イ 建物・敷地の所有関係 ( 自己所有 ・ 借地(家) )

→ 借地(家)の場合の使用期限 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 まで

ウ 施設整備の区分 ( 創設、増築等の別 ) \_\_\_\_\_

エ 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

オ 建物の構造 \_\_\_\_\_ 造 \_\_\_\_\_ 建

カ 施設整備費 \_\_\_\_\_ 円 (経費内訳のAの額を記入)

[経費内訳]

内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
			円	円	
計				円 A	

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書等を添付すること。

## (2) 財源内訳

項 目	金 額 (円)
ア 市 補 助 金	
イ 事業主体負担金	
ウ その他 ( )	
エ 合 計	

## 3 履行期間

(1) 着手年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(2) 完了年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

## 4 介護サービス等提供計画

(1) 提供開始予定年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

## 5 添付書類

- (1) 請負の場合は、工事請負契約書の写し
- (2) 工事完了を確認するに足りる検査済証の写し
- (3) 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- (4) 建物配置図、建物平面図(建物面積を明記したもの)及び建物立面図
- (5) 見積書及び工事費目別内訳書
- (6) 建物内外主要部分の写真
- (7) 出来高設計書

補助金精算額調書

既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

(円)

施設名・事業所名	総事業費 A	寄付金その 他の収入額 B	差引額 C=A-B	対象経費 支出額 D	交 付 基 準 額 E	選 定 額 F	補 助 金 所 要 額 G	補 助 金 交付決定額 H	補 助 金 受入済額 I	差 引 過不足額 J=H-I	抵当権設 定の有無 K

認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

(円)

施設名・事業所名	総事業費 A	寄付金その 他の収入額 B	差引額 C=A-B	対象経費 支出額 D	交 付 基 準 額 E	選 定 額 F	補 助 金 所 要 額 G	補 助 金 交付決定額 H	補 助 金 受入済額 I	差 引 過不足額 J=H-I	抵当権設 定の有無 K

高齢者施設等の給水設備整備事業

(円)

施設名・事業所名	総事業費 A	寄付金その 他の収入額 B	差引額 C=A-B	対象経費 支出額 D	交 付 基 準 額 E	選 定 額 F	補 助 金 所 要 額 G	補 助 金 交付決定額 H	補 助 金 受入済額 I	差 引 過不足額 J=H-I	抵当権設 定の有無 K

(2/2)

## 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業

(円)

施設名・事業所名	総事業費 A	寄付金その 他の収入額 B	差引額 C=A-B	対象経費 支出額 D	交 付 基 準 額 E	選 定 額 F	補 助 金 所 要 額 G	補 助 金 交付決定額 H	補 助 金 受入済額 I	差 引 過不足額 J=H-I	抵当権設 定の有無 K

## 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

(円)

施設名・事業所名	総事業費 A	寄付金その 他の収入額 B	差引額 C=A-B	対象経費 支出額 D	交 付 基 準 額 E	選 定 額 F	補 助 金 所 要 額 G	補 助 金 交付決定額 H	補 助 金 受入済額 I	差 引 過不足額 J=H-I	抵当権設 定の有無 K

(注1) F欄には、C欄、D欄、E欄のそれぞれの金額を比較して少ない方の額を記入すること。

(注2) G欄には、F欄の金額を記入すること。

(注3) K欄には、補助財産取得時に併せて抵当権設定する場合「有り」と記入すること。

第 号  
年 月 日

様

名護市長

⑩

名護市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助金について、年 月 日付けの事業実績報告に基づき当該事業に係る補助金の額を次のとおり確定したので通知します。

記

1 補助金交付確定額 円

年 月 日

名護市長 殿

(補助事業者)  
所在地  
法人名  
代表者職・氏名

㊞

名護市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により確定通知を受けました名護市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込口座

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

第 号  
年 月 日

様

名護市長

㊟

名護市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した名護市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金について、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定取消額 円
- 2 取消理由

第 号  
年 月 日

様

名護市長

㊟

名護市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金返還通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定を取り消した名護市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金の返還を請求します。

記

- 1 補助金返還額 円
- 2 返還理由
- 3 返還期日
- 4 返還方法
- 5 補助年度
- 6 交付決定額 円

名護市告示第155号

名護市市税に係る滞納処分の執行停止に関する取扱い要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年9月30日

名護市長 渡具知 武豊



名護市市税に係る滞納処分の執行停止に関する取扱い要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市市税に係る滞納処分の執行停止に関する取扱い要綱の一部を改正する要綱

名護市市税に係る滞納処分の執行停止に関する取扱い要綱（平成27年告示第65号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 略</p> <p>第2条 この要綱において、「市税」とは、市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税のことをいう。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、法及び国税徴収法（昭和34年法律第147号）の例による。</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 明らかに財産がない場合で、次に掲げるとき。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>差し押え禁止財産以外に差し押さえる財産がないとき。</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(2) <u>差し押さえた財産又は差し押えしようとする財産の換価価値</u>について、市税に優先する抵当権が設定されており、換価しても配当が見込めない場合</p> <p>(3) 不動産等の公売を行ってもなお換価価値がないと判断される財産のみ（公売を再三行うが落札者が現れない場合を含む。）、又は換価・取立てが困難な財産のみの場合</p> <p>(4) <u>差し押さえた財産又は差し押えしようとする財産のうち軽自動車について、新規登録から5年経過し、換価価値がないと判断した場合</u></p> <p>(5) <u>差し押さえた財産又は差し押えしようとする財産のうち預金について、口座ごとにおおむね千円未満の場合</u></p> <p>(6) 資産の売却等による譲渡所得で、一時的に高額な市税が</p>	<p>第2条 この要領において、「市税」とは、市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税のことをいう。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、この要領において使用する用語の意義は、法及び国税徴収法（昭和34年法律第147号）の例による。</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) <u>個人</u>で明らかに財産がない場合で、次に掲げるとき。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>差しさえ禁止財産以外に差しさえる財産がないとき。</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(2) <u>差し押えた財産又は差し押えしようとする財産の換価価値</u>について、市税に優先する抵当権が設定されており、換価しても配当が見込めない場合</p> <p>(3) 不動産等の公売を行ってもなお換価価値がないと判断される財産のみのとき（公売を再三行うが落札者が現れない場合を含む。）、又は換価・取立てが困難な財産のみの場合</p> <p>(4) <u>差し押えた財産又は差し押えしようとする財産のうち軽自動車について、新規登録から5年経過し、換価価値がないと判断した場合</u></p> <p>(5) <u>差し押えた財産又は差し押えしようとする財産のうち預金について、口座ごとにおおむね千円未満の場合</u></p> <p>(6) 資産の売却等による譲渡所得で、一時的に高額な市税が</p>

(3) 相続価値のある財産がなく、単純承認した相続人も差押え可能な財産がない場合

(4)～(9) 略

(10) 生活保護法の適用を受けており、かつ、預貯金の残高が滞納者及びその者と生計を一にする親族の3月間の最低限の生活費に相当する額以下で、不動産や車両等の財産を所有しておらず、扶助の種類が生活扶助である場合

(11) 略

第4条 略

(1)～(3) 略

第5条 略

(1) 略

(2) 執行停止をした場合は、滞納処分<sup>の</sup>停止通知書(様式第1号)により滞納者に通知する。ただし、法第15条の7第5項の規定により徴収金の納付義務が消滅し、かつ、滞納者の所在が不明である場合は通知をしないものとする。

第6条 略

(1) 略

(2) 滞納処分することにより滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあることを理由に執行停止をした場合において、執行停止した徴収金について差し押さえた財産があるときは、その差押えを解除しなければならない。

(3)・(4) 略

第7条～第10条 略

(3) 相続価値のある財産がなく、単純承認した相続人も差押え可能な財産がない場合

(4)～(9) 略

(10) 生活保護法の適用を受けている場合

(11) 略

第4条 略

(1)～(3) 略

第5条 略

(1) 略

(2) 執行停止をした場合は、滞納処分<sup>の</sup>停止通知書(様式第1号)により滞納者に通知する。ただし、通知により徴収業務に悪影響がでると予想される場合は通知をしないものとする。

第6条 略

(1) 略

(2) 滞納処分することにより滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあることを理由に執行停止をした場合において、執行停止した徴収金について差押えた財産があるときは、その差押えを解除しなければならない。

(3)・(4) 略

第7条～第10条 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

名護市告示第156号

名護市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年9月30日

名護市長 渡具知 武豊



名護市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

名護市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱（平成27年告示第139-2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条～第3条 略</p> <p>（補助対象保育士の要件）</p> <p>第4条 補助対象保育士は、<u>保育士として保育所等に採用された日から起算して5年以内の常勤の保育士とする。本事業を利用し退職した場合は、その後、対象とすることはできない。なお、やむを得ない事情による退職と認められる場合に限り、再度対象者とすることができることとし、この場合の対象期間は、5年から、退職した保育所で採用された日から本事業を利用し退職するまでの期間を除く期間とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>第5条～第16条 略</p> <p>附 則 略</p> <p>2 名護市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱第4条第1項の規定にかかわらず、補助対象保育士は次のとおりとする。</p> <p>（1）<u>削除</u></p> <p>（1）<u>令和3年度において本事業の対象者（令和7年3月31日時点において、令和3年度から現に本事業の対象者による借り上げ支援を受けていたものに限る）は、保育所等に採用された日から起算して9年以内の者とする。</u></p> <p>（2）<u>令和4年度において本事業の対象者（令和7年3月31日時点において、令和4年度から現に本事業の対象者による借り上げ支援を受けていたものに限る）は、保育所等に採用された日から起算して8年以内の者とする。</u></p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>（補助対象保育士の要件）</p> <p>第4条 補助対象保育士は、<u>保育所等に雇用されたもので、保育所等に勤務する常勤の保育士のうち、保育所等に採用された日から起算して6年以内（「保育人材確保事業の実施について」（平成29年4月17日付け雇児発0417第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添4「保育士宿舎借り上げ支援事業」（以下「国通知」という。）の規定により5年以内の市町村に該当する場合にあっては、5年以内）の者とする。ただし、平成24年度以前に保育所等が借り上げる宿舎に入居している者を除く。</u></p> <p>2 略</p> <p>第5条～第16条 略</p> <p>附 則 略</p> <p>2 名護市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱第4条第1項第2号の規定にかかわらず、補助対象保育士は次のとおりとする。</p> <p>（1）<u>平成29年度から令和2年度の各年度において本事業の対象者（令和5年3月31日時点において、それぞれの年度から引き続き現に本事業による借り上げ支援を受けていたものに限る）は、保育所等に採用された日から起算して10年以内の者とする。</u></p> <p>（2）<u>令和3年度において本事業の対象者（令和6年3月31日時点において、令和3年度から現に本事業の対象者による借り上げ支援を受けていたものに限る）は、保育所等に採用された日から起算して9年以内の者とする。</u></p> <p>（3）<u>令和4年度において本事業の対象者（令和6年3月31日時点において、令和4年度から現に本事業の対象者による借り上げ支援を受けていたものに限る）は、保育所等に採用された日から起算して8年以内の者とする。</u></p>

(3) 令和5年度において本事業の対象者（令和7年3月31日時点において、令和5年度から現に本事業の対象者による借り上げ支援を受けていたものに限る）は、保育所等に採用された日から起算して7年以内の者とする。

(4) 令和6年度において本事業の対象者（令和7年3月31日時点において、令和6年度から現に本事業の対象者による借り上げ支援を受けていたものに限る。）は、保育所等に採用された日から起算して6年以内の者とする

3 この要綱による改正後の名護市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱別表の規定にかかわらず、令和元年度までに本事業の対象者となり、令和7年度も引き続き同じ宿舎に入居している場合には、令和元年度の補助基準額を適用する。

4 この要綱による改正後の名護市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱別表の規定にかかわらず、令和2年度から令和6年度までに本事業の対象者となり、令和7年度も引き続き同じ宿舎に入居している場合には、令和6年度の補助基準額を適用する。

別表（第2条関係）

交付対象経費	算定基準（千円未満切り捨て）
賃借料、管理費、共益費その他市長が必要と認める経費（移転費用、敷金及び礼金を除く。）	1戸当たり月額4万7千円（基準額）の3/4 （令和元年度から引き続き令和6年度において本事業の対象者かつ国通知に規定する対象者であって、令和7年度も引き続き国通知に規定する対象者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合にあっては、8万2千円の3/4とする。また、令和6年度において本事業の対象者かつ国通知に規定する対象者であって、令和7年度も引き続き国通知に規定する対象者が、同じ宿舎に入居している場合にあっては、4万7千円の3/4とする。）

(4) 令和5年度において本事業の対象者（令和7年3月31日時点において、令和5年度から現に本事業の対象者による借り上げ支援を受けていたものに限る）は、保育所等に採用された日から起算して7年以内の者とする。

3 この要綱による改正後の名護市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱別表の規定にかかわらず、令和元年度から引き続き令和5年度において本事業の対象者であって、令和6年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合には、令和元年度の補助基準額を適用する。

別表（第2条関係）

交付対象経費	算定基準（千円未満切り捨て）
賃借料、管理費、共益費その他市長が必要と認める経費（移転費用、敷金及び礼金を除く。）	1戸当たり月額4万7千円（基準額）の3/4 （令和元年度から引き続き令和5年度において本事業の対象者かつ国通知に規定する対象者であって、令和6年度も引き続き国通知に規定する対象者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合にあっては、8万2千円の3/4とする。）

様式第1号～第8号 略  
様式第9号(第12条関係)

様式第9号(第12条関係)  
名護市連 第 号

年 月 日

住 所  
団 体 名  
代 表 者 名

名護市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付け名護市指令 第 号で交付決定した名護市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金については、名護市補助金等の交付に関する規則(昭和56年規則第8号)第13条の規定により、適正と認め、指令額どおり金 円に(金 円に修正の上)確定したので、名護市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

名護市長 渡具知 武登

様式第1号～第8号 略  
様式第9号(第12条関係)

様式第9号(第12条関係)  
名護市連 第 号

年 月 日

住 所  
団 体 名  
代 表 者 名

名護市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付け名護市指令 第 号で交付決定した名護市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金については、名護市補助金等の交付に関する規則(昭和56年規則第8号)第12条の規定により、適正と認め、指令額どおり金 円に(金 円に修正の上)確定したので、名護市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

名護市長 渡具知 武登

様式第10号 略

様式第10号 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

名護市告示第157号

名護市保育所等業務効率化推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年9月30日

名護市長 渡具知 武豊



名護市保育所等業務効率化推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市保育所等業務効率化推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

名護市保育所等業務効率化推進事業補助金交付要綱（平成28年告示第186-2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保育業務支援システムの設置」を「業務のICT化を行うためのシステムの導入」に改める。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 地域型保育事業所 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う施設をいう。

第2条第5号及び第6号を削り、同条第4号中「及び小規模保育事業所」を「地域型保育事業所及び病児保育事業所」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 病児保育事業所 児童福祉法第34条の18第1項に基づく届出を行い、かつ、病児保育事業実施要綱（令和6年3月30日付こ成保第180号こども家庭庁成育局長通知）の要件をみたす事業所をいう。

第3条の見出しを「(補助対象事業、補助金額及び経費)」に改める。

第5条第2項第2号から第5号までを次のように改める。

(2) 事業を行うために、締結するいかなる契約においても、契約の相手方が一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。

(4) 市長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を名護市に納付させることがあること。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

第5条第2項第6号中「仕入控除税額が確定した場合」の次に「(仕入控除税額が0円の場合を含む。)」を加え、同項第7号を次のように改める。

(7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならないこと。

第5条第2項中第8号を削り、第9号を第8号とする。

第8条中「(以下、「報告書」という。)」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	基準額
--------	--------	-----

名		
保育所等におけるICT化推進事業	保育業務支援システムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	<p>1 保育所等における業務のICT化を行うためのシステム導入</p> <p>(1) 保育に係る計画・記録に関する機能            (2) 園児の登園及び降園の管理に関する機能            (3) 保護者との連絡に関する機能            (4) キャッシュレス決済に関する機能</p> <p>上記の対象機能のうち、導入する機能数に応じて基準額を以下のとおりとする。</p> <p>〈端末購入等行わない場合〉</p> <p>1 機能を導入する場合… 1施設当たり 200,000円            2 機能を導入する場合… 1施設当たり 400,000円            3 機能を導入する場合… 1施設当たり 600,000円            4 機能を導入する場合… 1施設当たり 800,000円</p> <p>〈端末購入を行う場合〉</p> <p>1 機能を導入する場合… 1施設当たり 700,000円            2 機能を導入する場合… 1施設当たり 900,000円            3 機能を導入する場合… 1施設当たり 1,100,000円            4 機能を導入する場合… 1施設当たり 1,300,000円</p> <p>2 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入</p> <p>1施設当たり 1,000,000円</p>

様式第1号を次のように改める。

名護市長 殿

住 所  
団 体 名  
代 表 者 名

印

名護市保育所等業務効率化推進事業補助金交付申請書

次のとおり名護市保育所等業務効率化推進事業を実施したいので、名護市保育所等業務効率化推進事業補助金交付要綱第4条の規定により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 収支予算書
- (2) システム導入に関する計画書
- (3) 補助金交付に係る所要額が確認できる書類
- (4) 見積書
- (5) 導入するシステムの仕様が確認できる書類
- (6) その他必要とする書類

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第5条関係）

名護市指令 第 号

住 所  
団 体 名  
代表者名 殿

名護市保育所等業務効率化推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、名護市保育所等業務効率化推進事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

年 月 日

名護市長 印

記

1 交付決定額 金 円

2 補助金交付の条件

名護市保育所等業務効率化推進事業補助金交付要綱第5条に定める条件に従うこと。

様式第3号を次のように改める。

名護市長 殿

住 所

団 体 名

代表者名

印

名護市保育所等業務効率化推進事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け名護市指令 第 号をもって交付決定された名護市保育所等業務効率化推進事業補助金について、下記のとおり変更したいので、名護市保育所等業務効率化推進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更する内容

- (1) 交付決定済額：
- (2) 変更交付申請額：
- (3) 増 減 額：

2 変更する理由

3 添付書類

- (1) 収支予算書
- (2) システム導入に関する計画書
- (3) 補助金交付に係る所要額が確認できる書類
- (4) 見積書
- (5) 導入するシステムの仕様が確認できる書類
- (6) その他必要とする書類

様式第5号を次のように改める。

名護市長 殿

住 所

団 体 名

代表者名

印

名護市保育所等業務効率化推進事業補助金事業 中止 廃止 承認申請書

年 月 日付け名護市指令 第 号をもって交付決定された名護市  
保育所等業務効率化推進事業補助金について、下記により中止・廃止したいので、名  
護市保育所等業務効率化推進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により関係書類を添  
えて申請します。

記

1 中止・廃止する理由

2 添付書類（参考となる資料）

様式第6号を次のように改める。

第 年 月 日 号

殿

名護市長 印

名護市保育所等業務効率化推進事業補助金事業 中止 廃止 承認通知書

年 月 日付けで申請のありました名護市保育所等業務効率化推進事業補助金の中止・廃止について、下記のとおり承認したので、名護市保育所等業務効率化推進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 中止・廃止を承認する理由

様式第7号を次のように改める。

名護市長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者名

印

名護市保育所等業務効率化推進事業補助金実績報告書

年 月 日付け名護市指令 第 号をもって交付決定された名護市  
保育所等業務効率化推進事業補助金の実績について、名護市保育所等業務効率化推進事業  
補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 添付書類

- (1) 収支決算（見込）書
- (2) 補助金交付に係る精算額が確認できる書類
- (3) 領収書
- (4) 導入するシステムの仕様が確認できる書類及び写真
- (5) その他必要とする書類

附則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

名護市告示第158号

名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年9月30日

名護市長 渡具知 武豊



名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱 ～別紙

名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る設備等  
支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名護市内の地域子育て支援拠点事業所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に基づく事業を行う事業所として名護市地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱（令和3年告示第228号）第3条に基づき市長が認めた者をいう。以下「名護市地域子育て支援拠点事業所」という。）における性被害防止対策に係る設備等の設置に関し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業、補助金額、経費及び要件)

第2条 補助金の対象となる事業、補助対象経費等は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、次に掲げる方法により算出した額のいずれか少ない額に4分の3を乗じて得た額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(1) 別表に掲げる基準額と別表に掲げる補助対象経費の実支出額のいずれか少ない額

(2) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

3 補助金は、当該年度内に導入を完了し、かつ、支払いを完了した事業を対象とする。

(交付申請)

第3条 規則第4条の規定による交付申請は、名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第4条 規則第7条第1項に規定する交付決定通知は、名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）によるものとする。

2 交付決定通知には、規則第6条第1項に規定する条件のほか次の条件を付する。

(1) 補助事業の完了後、定められた期限内に実績報告書等を市長に提出しなければならないこと。

(2) 事業を行うために、締結するいかなる契約においても、契約の相手方が一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及

びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。

- (4) 市長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を名護市に納付させることがあること。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに市長に報告しなければならないこと。この場合において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に相当する額の全部又は一部を名護市に納付させることがあること。
- (7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならないこと。
- (8) その他規則及び名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱に定める規定を遵守すること。

（変更交付申請）

第5条 規則第6条第1項第1号の規定による補助事業の変更は、名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金変更交付申請書（様式3号）によるものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、審査の上、当該変更の可否について、名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金変更交付決定（却下）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第6条 規則第6条第1項第2号に規定する補助事業の中止又は廃止の申出は、

名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）によるものとする。

- 2 前項の中止又は廃止の承認は、名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（実績報告）

第7条 規則第12条の規定による実績報告は、名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金実績報告書（様式第7号）によるものとし、市長が指定する日までに提出しなければならない。

（額の確定）

第8条 規則第13条の規定による通知は、名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金額確定通知書（様式第8号）によるものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた申請者は、市長が指定する日までに名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が事業の円滑を図るために必要と認めるときは、第4条第1項又は第5条第2項の規定による補助金の交付決定後に、市長が必要と認める範囲内において、概算払いにより請求することができる。

（調査及び返還）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた申請者に対し、補助金の執行状況等について必要な事項を調査することができる。

- 2 市長は、前項の調査等により、申請者が虚偽の申請で補助金の交付を受けたと認めた場合又は補助金を対象となる経費以外に使用したと認める場合は申請者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

補助対象事業名	事業内容	補助対象経費	基準額
地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業	性被害防止対策を図るため、パーティション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う事業	名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業を実施するために必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、補助金及び交付金	1施設（事業所）当たり100,000円

年 月 日

名護市長 殿

申請者 法人名  
施設名  
施設住所  
代表者名

名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る  
設備等支援事業補助金交付申請書

次のとおり名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る  
設備等支援事業を実施したいので、名護市地域子育て支援拠点事業所における  
性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第3条の規定に基づき、  
関係書類を添えて申請します。

記

1 補助申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

- (1) 補助金交付に係る所要額が確認できる書類
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書
- (4) 導入する設備等の仕様が確認できる書類
- (5) 更新前の設備等の写真（更新の場合のみ）
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

名護市指令 第 号

法人名

施設名

施設住所

代表者名

殿

名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る  
設備等支援事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり交付の決定をしたので、名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第4条の規定により通知します。

年 月 日

名護市長

記

1 交付決定金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金交付の条件

名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第4条第2項に定める条件に従うこと。

3 交付却下理由

年 月 日

名護市長 殿

申請者 法人名  
施設名  
施設住所  
代表者名

名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る  
設備等支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け名護市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金について、下記のとおり変更したいので、名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

- (1) 補助金交付に係る所要額が確認できる書類
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書
- (4) 導入する設備等の仕様が確認できる書類
- (5) 更新前の設備等の写真（更新の場合のみ）
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第5条関係）

名護市指令 第 号

法人名

施設名

施設住所

代表者名

殿

名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る  
設備等支援事業補助金変更交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった変更の申請について、下記のとおり交付の決定をしたので、名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

年 月 日

名護市長

記

- |   |          |   |   |
|---|----------|---|---|
| 1 | 今回交付決定金額 | 金 | 円 |
| 2 | 前回交付決定金額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引金額     | 金 | 円 |

4 交付の条件

名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第4条第2項に定める条件に従うこと。

5 交付却下理由

様式第 5 号（第 6 条関係）

年 月 日

名護市長 殿

申請者 法人名  
施設名  
施設住所  
代表者名

名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る  
設備等支援事業補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け名護市指令 第 号で交付決定された、名護市地域  
子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業について、  
下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、名護市地域子育て支援拠点事業所  
における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の  
規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 中止・廃止に係る区分                      中止      ・      廃止
- 2 中止（廃止）する理由
- 3 その他添付資料（参考となる資料）

殿

名護市長

印

名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る  
設備等支援事業補助金事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のありました名護市地域子育て支援拠点事業所  
における性被害防止対策に係る設備等支援事業の中止（廃止）について、下記の  
とおり承認したので、名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策  
に係る設備等支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 中止・廃止に係る区分                      中止      ・      廃止
  
- 2 中止（廃止）を承認する理由

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

名護市長 殿

申請者 法人名  
施設名  
施設住所  
代表者名

名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る  
設備等支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け名護市指令 第 号で交付決定を受けた名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金について、下記のとおり事業が完了したので名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業完了日 年 月 日

2 添付書類

- (1) 補助金交付に係る精算額が確認できる書類
- (2) 収支決算書
- (3) 対象経費の支出額が確認できる書類
- (4) 導入設備等の仕様が確認できる書類
- (5) 導入設備等の写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第 8 号（第 8 条関係）

名護市達 第 号

法人名

施設名

施設住所

代表者名

殿

名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る  
設備等支援事業補助金確定通知書

年 月 日付け名護市指令 第 号で交付決定した名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金について、名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、指令額どおり金 円に（金円に修正の上）確定します。

年 月 日

名護市長

様式第9号（第9条関係）

名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る  
設備等支援事業補助金請求書

請求額	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-----	---	---	---	---	---	---	---	---

内 訳

交付確定額	千	百	拾	万	千	百	拾	円
交付済額								
今回請求額								
残額								

上記の通り請求します。

年 月 日

法人名  
施設名  
施設住所  
代表者名

印

名護市長 殿

口座振替依頼	
銀行名	
預金の種類	
口座番号	
名義人	

名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る設備等  
支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名護市内の地域子育て支援拠点事業所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に基づく事業を行う事業所として名護市地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱（令和3年告示第228号）第3条に基づき市長が認めた者をいう。以下「名護市地域子育て支援拠点事業所」という。）における性被害防止対策に係る設備等の設置に関し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業、補助金額、経費及び要件)

第2条 補助金の対象となる事業、補助対象経費等は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、次に掲げる方法により算出した額のいずれか少ない額に4分の3を乗じて得た額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(1) 別表に掲げる基準額と別表に掲げる補助対象経費の実支出額のいずれか少ない額

(2) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

3 補助金は、当該年度内に導入を完了し、かつ、支払いを完了した事業を対象とする。

(交付申請)

第3条 規則第4条の規定による交付申請は、名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第4条 規則第7条第1項に規定する交付決定通知は、名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）によるものとする。

2 交付決定通知には、規則第6条第1項に規定する条件のほか次の条件を付する。

(1) 補助事業の完了後、定められた期限内に実績報告書等を市長に提出しなければならないこと。

(2) 事業を行うために、締結するいかなる契約においても、契約の相手方が一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及

びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。

- (4) 市長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を名護市に納付させることがあること。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに市長に報告しなければならないこと。この場合において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に相当する額の全部又は一部を名護市に納付させることがあること。
- (7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならないこと。
- (8) その他規則及び名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱に定める規定を遵守すること。

（変更交付申請）

第5条 規則第6条第1項第1号の規定による補助事業の変更は、名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金変更交付申請書（様式3号）によるものとする。

- 2 市長は、前項の申請を受けたときは、審査の上、当該変更の可否について、名護市地域子育て支援拠点事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金変更交付決定（却下）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第6条 規則第6条第1項第2号に規定する補助事業の中止又は廃止の申出は、

名護市告示第159号

名護市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年9月30日

名護市長 渡具知 武豊



名護市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

名護市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱（令和5年告示第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行								
<p>名護市保育補助者等雇上強化事業補助金交付要綱 (趣旨)</p> <p>第1条～第3条 略 (補助金額等)</p> <p>第4条 補助金の交付額は、次の表に掲げる補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を比較して少ない額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>名護市保育補助者等雇上強化事業補助金交付要綱 (趣旨)</p> <p>第1条～第3条 略 (補助金額等)</p> <p>第4条 補助金の交付額は、次の表に掲げる補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を比較して少ない額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 730 667 783">補助基準額</th> <th data-bbox="667 730 1070 783">対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 783 667 1442"> <p>1 利用定員が121人未満の場合</p> <p>(1)保育補助者の経験年数が3年未満 1か所当たり年額 1,953,000円</p> <p>(2)保育補助者の経験年数が3年以上7年未満 1か所当たり年額 2,441,000円</p> <p>(3)保育補助者の経験年数が7年以上 1か所当たり年額 3,255,000円</p> <p>ただし、保育補助者を複数配置している施設においては、補助対象経費に計上する保育補助者の経験年数の平均で算定する。</p> <p>また、令和6年度時点で当該事業を活用する施設のうち、単価の引き下げ</p> </td> <td data-bbox="667 783 1070 1442"> <p>保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p> </td> </tr> </tbody> </table>	補助基準額	対象経費	<p>1 利用定員が121人未満の場合</p> <p>(1)保育補助者の経験年数が3年未満 1か所当たり年額 1,953,000円</p> <p>(2)保育補助者の経験年数が3年以上7年未満 1か所当たり年額 2,441,000円</p> <p>(3)保育補助者の経験年数が7年以上 1か所当たり年額 3,255,000円</p> <p>ただし、保育補助者を複数配置している施設においては、補助対象経費に計上する保育補助者の経験年数の平均で算定する。</p> <p>また、令和6年度時点で当該事業を活用する施設のうち、単価の引き下げ</p>	<p>保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1070 730 1576 783">補助基準額</th> <th data-bbox="1576 730 1977 783">対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1070 783 1576 1442"> <p>1 利用定員が121人未満の場合 <u>1か</u> <u>所当たり年額2,338,000円</u></p> </td> <td data-bbox="1576 783 1977 1442"> <p>保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p> </td> </tr> </tbody> </table>	補助基準額	対象経費	<p>1 利用定員が121人未満の場合 <u>1か</u> <u>所当たり年額2,338,000円</u></p>	<p>保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p>
補助基準額	対象経費								
<p>1 利用定員が121人未満の場合</p> <p>(1)保育補助者の経験年数が3年未満 1か所当たり年額 1,953,000円</p> <p>(2)保育補助者の経験年数が3年以上7年未満 1か所当たり年額 2,441,000円</p> <p>(3)保育補助者の経験年数が7年以上 1か所当たり年額 3,255,000円</p> <p>ただし、保育補助者を複数配置している施設においては、補助対象経費に計上する保育補助者の経験年数の平均で算定する。</p> <p>また、令和6年度時点で当該事業を活用する施設のうち、単価の引き下げ</p>	<p>保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p>								
補助基準額	対象経費								
<p>1 利用定員が121人未満の場合 <u>1か</u> <u>所当たり年額2,338,000円</u></p>	<p>保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p>								

<p>となる施設は、下記の額を適用できる。</p> <p>1 か所当たり年額 2,441,000円</p> <p>2 利用定員が121人以上の場合</p> <p>(1)保育補助者の経験年数が3年未満</p> <p>1 か所当たり年額 3,906,000円</p> <p>(2)保育補助者の経験年数が3年以上7年未満</p> <p>1 か所当たり年額 4,882,000円</p> <p>(3)保育補助者の経験年数が7年以上</p> <p>1 か所当たり年額 6,510,000円</p> <p>ただし、保育補助者を複数配置している施設においては、補助対象経費に計上する保育補助者の経験年数の平均で算定する。</p> <p>また、令和6年度時点で当該事業を活用する施設のうち、単価の引き下げとなる施設は、下記の額を適用できる。</p> <p>1 か所当たり年額 4,882,000円</p>	<p>2 利用定員が121人以上の場合 1か所当たり年額4,676,000円</p> <p>ただし、本市が新子育て安心プラン実施計画の採択を受けた年度については、以下の金額とする。</p> <p>1 利用定員が121人未満の場合 1か所当たり年額3,117,000円</p> <p>2 利用定員が121人以上の場合 1か所当たり年額6,234,000円</p>
<p>第5条～第15条 略</p> <p>以下(略)</p>	<p>第5条～第15条 略</p> <p>以下(略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

名護市告示第160号

名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年10月8日

名護市長 渡具知 武豊



名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金交付要綱 ～別紙

## 名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、名護市内の保育所等における、利用児童にとっての保育環境の改善を図るための既存施設の改修等について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、保育所等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所であって、法第35条第4項の規定により設置されている施設をいう。
- (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園で、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する施設をいう。
- (3) 地域型保育事業所 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う施設をいう。

（補助対象事業、補助金額、経費及び要件）

第3条 補助金の対象となる事業、補助対象経費等は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、次に掲げる方法により算出した額のいずれか少ない額に4分の3を乗じて得た額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

- (1) 別表に掲げる基準額と別表に掲げる補助対象経費の実支出額のいずれか少ない額
- (2) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

3 補助金は、当該年度内に導入を完了し、かつ、支払いを完了した事業を対象とする。

（交付申請）

第4条 規則第4条の規定による交付申請は、名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

（交付決定及び通知）

第5条 規則第7条第1項に規定する交付決定通知は、名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金交付（却下）決定通知書（様式第2号）によるものとする。

2 交付決定通知には、規則第6条第1項に規定する条件のほか、次の条件を付する。

- (1) 補助事業の完了後、定められた期限内に実績報告書等を市長に提出しなければならないこと。
- (2) 事業を行うために締結するいかなる契約においても、契約の相手方が一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過

- するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (4) 市長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を名護市に納付させることがあること。
  - (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
  - (6) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに市長に報告しなければならないこと。この場合において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に相当する額の全部又は一部を名護市に納付させることがあること。
  - (7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならないこと。
  - (8) その他規則及び名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金交付要綱に定める規定を遵守すること。

（変更交付申請）

第6条 規則第6条第1項第1号の規定による補助事業の変更は、名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金変更交付申請書（様式3号）によるものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、審査の上、当該変更の可否について、名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金変更交付決定（却下）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第7条 規則第6条第1項第2号に規定する補助事業の中止又は廃止の申出は、名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）によるものとする。

2 前項の中止又は廃止の承認は、名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第12条の規定による実績報告は、名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金実績報告書（様式第7号）によるものとし、市長が指定する日までに提出しなければならない。

（額の確定）

第9条 規則第13条の規定による通知は、名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金額確定通知書（様式第8号）によるものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた申請者は、市長が指定す

る日までに名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が事業の円滑を図るために必要と認めるときは、第5条第1項又は第6条第2項の規定による補助金の交付決定後に、市長が必要と認める範囲内において、概算払いにより請求することができる。

（調査及び返還）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた申請者に対し、補助金の執行状況等について必要な事項を調査することができる。

- 2 市長は、前項の調査等により、申請者が虚偽の申請で補助金の交付を受けたと認めた場合又は補助金を対象となる経費以外に使用したと認める場合は申請者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象事業名	事業内容	補助対象経費	基準額
<p>名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）</p>	<p>性被害防止対策を図るため、パーティション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う事業</p>	<p>保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業を実施するために必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費</p>	<p>1施設（事業所）当たり100,000円</p>

年 月 日

名護市長 殿

申請者 法人名  
施設名  
施設住所  
代表者名

名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金交付申請書

次のとおり名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）を実施したいので、名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

- (1) 補助金交付に係る所要額が確認できる書類
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書
- (4) 導入設備等の仕様が確認できる書類
- (5) 更新前の設備等の写真（更新の場合のみ）
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

名護市指令 第 号

法人名  
施設名  
施設住所  
代表者名

殿

名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金  
交付（却下）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり交付の決定をしたので、名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

年 月 日

名護市長

記

1 交付決定金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金交付の条件

名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金交付要綱第5条第2項に定める条件に従うこと。

3 交付却下理由

年 月 日

名護市長 殿

申請者 法人名  
施設名  
施設住所  
代表者名

名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金変更交付申請書

年 月 日付け名護市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金について、下記のとおり変更したいので、名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

- (1) 補助金交付に係る所要額が確認できる書類
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書
- (4) 導入設備等の仕様が確認できる書類
- (5) 更新前の設備等の写真（更新の場合のみ）
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第6条関係）

名護市指令 第 号

法人名  
施設名  
施設住所  
代表者名

殿

名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金  
変更交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった変更の申請について、下記のとおり交付の決定をしたので、名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

年 月 日

名護市長

記

- |   |          |   |   |
|---|----------|---|---|
| 1 | 今回交付決定金額 | 金 | 円 |
| 2 | 前回交付決定金額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引金額     | 金 | 円 |

4 交付の条件

名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金交付要綱第5条第2項に定める条件に従うこと。

5 補助金却下理由

年 月 日

名護市長 殿

申請者 法人名  
施設名  
施設住所  
代表者名

名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金  
事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け名護市指令 第 号で交付決定された、名護市  
保育環境改善等事業（安全対策事業）について、下記のとおり事業を中止（廃止）  
したいので、名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金交付要綱第7条  
の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 中止・廃止に係る区分 中止 ・ 廃止
- 2 中止（廃止）する理由
- 3 その他添付資料（参考となる資料）

第 年 月 日 号

法人名  
施設名  
施設住所  
代表者名 殿

名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金  
事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のありました名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）の中止（廃止）について、下記のとおり承認したので、名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日

名護市長

記

- 1 中止・廃止に係る区分 中止 ・ 廃止
- 2 中止（廃止）を承認する理由

年 月 日

名護市長 殿

申請者 法人名  
施設名  
施設住所  
代表者名

名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金実績報告書

年 月 日付け名護市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）について、下記のとおり事業が完了したので名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業完了日 年 月 日

2 添付書類

- (1) 補助金交付に係る精算額が確認できる書類
- (2) 収支決算書
- (3) 対象経費の支出額が確認できる書類
- (4) 導入設備等の仕様が確認できる書類
- (5) 導入設備等の写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第9条関係）

名護市達 第 号

法人名  
施設名  
施設住所  
代表者名

殿

名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金確定通知書

年 月 日付け名護市指令 第 号で交付決定した名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金について、名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金交付要綱第9条の規定により、指令額どおり金 円に（金円に修正の上、）確定します。

年 月 日

名護市長

様式第9号（第10条関係）

名護市保育環境改善等事業（安全対策事業）補助金請求書

請求額	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-----	---	---	---	---	---	---	---	---

内 訳

交付確定額	千	百	拾	万	千	百	拾	円
交付済額								
今回請求額								
残額								

上記の通り請求します。

年 月 日

法人名  
施設名  
施設住所  
代表者名

印

名護市長 殿

口座振替依頼	
銀行名	
預金の種類	
口座番号	
名義人	

名護市告示第161号

名護市こどもの家事業実施要綱を次のように定める。

令和7年10月9日

名護市長 渡具知 武豊



名護市こどもの家事業実施要綱 ～別紙

## 名護市こどもの家事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、名護市こどもの家事業（以下「事業」という。）を実施することにより、放課後や週末等に子どもたちの安全・安心な活動拠点を確保し、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を提供することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「子ども」とは、名護市内に住所を有する小学生をいう。

### (事業の委託)

第3条 市長は、事業の全部又は一部について、相当と認められる団体等に委託することができる。

### (事業内容)

第4条 事業の内容は、次のとおりとする

- (1) 放課後や週末等における地域の子どもたちの安全で安心できる活動拠点を確保する。
- (2) 地域の多様な大人の参画を得て、子どもたちに様々な体験、交流及び学習活動を提供し、その活動を通して、子どもたちの社会性、自主性、創造性等、豊かな人間性をかん養する。
- (3) 地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流により、地域コミュニティの充実を図る。
- (4) その他子どもたちが安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動を行う。

### (委託による実施方法)

第5条 事業の委託を受けようとする団体は、名護市こどもの家事業計画書を市長へ申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請を受けたときは、提出された事業計画書及び経費内訳等の内容を検討し、その結果、事業の趣旨を踏まえた適切な計画であると認めるときは、その団体に対して決定の通知をするとともに、委託契約を締結する。

3 委託を受けた団体は、事業が終了したときは、名護市こどもの家事業実績報告書を市長へ提出しなければならない。

### (実施場所)

第6条 事業の実施場所は、地域の公民館、小学校教室、集会所等とする。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

#### (経過措置)

2 この要綱の施行の際、名護市こどもの家事業実施要綱（平成24年教育委員会告示第4号）による「子ども」の表記については、当分の間使用することができる。

名護市公告第 76 号

令和 7 年 9 月 12 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	仲尾次地区農道整備工事（2工区）
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市字 仲尾次 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年2月27日
5	概要	農道整備工事一式
6	入札日時	令和7年10月3日（金）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	39,622,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年9月22日（月）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年9月26日（金）正午
14	質問に対する回答	令和7年9月29日（月）
15	指名通知日	令和7年9月25日（木）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：農林水産課

## 2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事B級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和7年10月3日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。  
「建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者となり得る国家資格取得者（1,2級土木施工管理技士、1,2級建設機械施工管理技士又は技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

## 3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

## 4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年9月22日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）

- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
  - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
  - (2) 資格者証の写し
  - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

## 5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年9月25日（木）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

## 6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っているとは判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

名護市公告第77号

運動・スポーツ習慣化促進業務委託に係る公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和7年9月24日

名護市長 渡具知 武豊



- 1 事業名 運動・スポーツ習慣化促進業務委託
- 2 実施要項等は、市ホームページに公表及び文化スポーツ振興課に備え付けることとする。

令和 7 年 9 月 25 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	21世紀の森公園テニスコートナイター照明施設改修工事（その1）
2	工事の種類	電気工事
3	施工場所	名護市 宮里 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年2月27日
5	概要	照明施設改修工事 一式
6	入札日時	令和7年10月20日（月）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	59,103,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年10月7日（火）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年10月14日（火）正午
14	質問に対する回答	令和7年10月15日（水）
15	指名通知日	令和7年10月9日（木）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：都市計画課

## 2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の電気工事A級に登録されている者であること。
- ④ ~~今年度（令和7年4月1日から令和7年10月20日の入札日までの間）に本市発注の電気工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。~~
- ⑤ ~~前年度繰越により継続して本市発注の電気工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、令和7年8月1日前日までに完成検査済みの者は除く。~~
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。  
「入札の条件のとおり」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。
- ⑮ 本案件は電気工事A級業者に対し令和7年9月1日付け公告を行ったが、入札参加申請業者が入札執行可能規定数に達しなかったため入札不調となったものである。改めて電気一式工事A級全業者（受注中含む）を対象として再度公告する。

## 3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 特定建設工事共同企業体資格審査申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

## 4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年10月7日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 特定建設工事共同企業体資格審査申請書等（詳細は別紙入札の条件参照）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
  - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
  - (2) 資格者証の写し
  - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

## 5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年10月9日（木）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

## 6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っているとは判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

名護市公告第 79 号

令和 7 年 9 月 26 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	名護市ストックヤード整備工事（その1）
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市字 為又 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年3月13日
5	概要	道路改良工事一式
6	入札日時	令和7年10月21日（火）午前10時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	事後公表とする。（予定価格の事後公表対象案件）
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年10月3日（金）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年10月8日（水）正午
14	質問に対する回答	令和7年10月10日（金）
15	指名通知日	令和7年10月7日（火）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：維持課

## 2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事A級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和7年10月21日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。  
「建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格取得者（1級又は2級土木施工管理技士、1級又は2級建設機械施工管理技士又は技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

## 3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

## 4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年10月3日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）

- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
  - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
  - (2) 資格者証の写し
  - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

## 5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年10月7日（火）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

## 6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

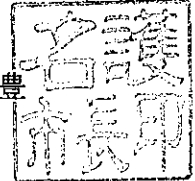
入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

令和 7 年 9 月 26 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	名護市農水産物供給強化拠点施設道路造成工事（その2）
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市字 安和 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年3月13日
5	概要	道路・造成工事一式、照明工事、磁気探査
6	入札日時	令和7年10月21日（火）午前10時
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	事後公表とする。（予定価格の事後公表対象案件）
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年10月3日（金）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年10月15日（水）正午
14	質問に対する回答	令和7年10月16日（木）
15	指名通知日	令和7年10月7日（火）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：農林水産課

## 2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事A級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和7年10月21日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。  
「建設業法に基づく主任技術者または監理技術者となり得る国家資格取得者（1・2級土木施工管理技士、1・2級建設機械施工管理技士又は技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

## 3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

## 4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年10月3日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）

- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
  - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
  - (2) 資格者証の写し
  - (3) 営業所技術者等証明書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号）の写し

## 5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年10月7日（火）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

## 6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

令和 7 年 9 月 26 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	やが市営住宅建替建築工事
2	工事の種類	建築一式工事
3	施工場所	名護市字 屋我 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年3月13日
5	概要	建築一式工事
6	入札日時	令和7年10月21日（火）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	事後公表とする。（予定価格の事後公表対象案件）
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年10月8日（水）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年10月15日（水）正午
14	質問に対する回答	令和7年10月16日（木）
15	指名通知日	令和7年10月10日（金）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建築住宅課

## 2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の建築一式工事A級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和7年10月21日の入札日までの間）に本市発注の建築一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の建築一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、令和7年8月29日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。  
「入札の条件の通り」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

## 3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 特定建設工事共同企業体資格審査申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

## 4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年10月8日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 特定建設工事共同企業体資格審査申請書等（詳細は別紙入札の条件参照）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
  - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
  - (2) 資格者証の写し
  - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

## 5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年10月10日（金）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

## 6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

(様式7)

名護市公告第82号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づく名護農業振興地域整備計画を別冊のとおり一部変更したので、同法12条第1項の規定に基づき公告し、同法12条第2項の規定により次の場所において縦覧する。

令和7年9月30日

名護市長 渡具知 武豊



縦覧場所：名護市役所 農林水産部 農業政策課  
名護市港一丁目1番1号

名護市公告第 83 号

名護市空家等管理活用支援法人の指定したので、空家等対策の推進に関する特別措置法第条第 23 条2項に基づき、次のとおり公告する。

令和7年 10 月1日

名護市長 渡具知 武豊



名護市空家等管理活用支援法人の指定 ～別紙

(別紙)

名護市空家等管理活用支援法人の指定

- 1 法人の名称又は商号：一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会
- 2 法人の住所：東京都千代田区内幸町一丁目3番地1号

名護市公告第 84 号

令和 7 年 10 月 3 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	辺野古地区市道整備工事（R7）
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市字 辺野古 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年2月24日
5	概要	道路整備工事 一式
6	入札日時	令和7年10月24日（金）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	15,246,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年10月10日（金）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年10月16日（木）正午
14	質問に対する回答	令和7年10月17日（金）
15	指名通知日	令和7年10月15日（水）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建設土木課

## 2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事C級及びB級に登録されている者であること。
- ④ ~~今年度（令和7年4月1日から令和7年10月24日の間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。~~
- ⑤ ~~前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。~~
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。  
「建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格取得者（1・2級土木施工管理技師、1・2級建設機械施工管理技士又は技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。
- ⑮ 本案件は土木一式工事C級業者に対し令和7年9月10日付け公告を行ったが、入札参加申請業者が入札執行可能規定数に達しなかったため入札不調となったものである。また前回公告時より設計金額が変更になったため、改めて土木一式工事C級業者（受注中含む）及び土木一式工事B級全業者（受注中含む）を対象として再度公告する。本案件を受注しても土木一式工事B級の落札制限の対象としない。

## 3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

#### 4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年10月10日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
  - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
  - (2) 資格者証の写し
  - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

#### 5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年10月15日（水）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

#### 6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。